

午前10時2分 開会

議長（角谷英男君） ただいまから平成13年第4回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、15番 堀口武視君からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において21番 藪野 勤君、22番 巴里英一君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月17日から12月21日までの5日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日12月17日から12月21日までの5日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成13年第4回泉南市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、12月1日、宮内庁病院におきまして皇太子殿下、同妃殿下御夫妻に敬宮愛子内親王が御誕生されましたこと、泉南市民を代表するとともに、国民の一人として心からお喜びを申し上げます。今後のお健やかなる御成長を御祈念申し上げます。

さて、議長を初め議員各位におかれましては、平素より本市の発展並びに市民の福祉の向上に御尽力をいただきますとともに、市政全般にわたり御理解、御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本議会には泉南市総合計画基本構想の改定についてなど議案16件を提案させていただいております。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず初めに、22番 巴里英一君の質問を許可いたします。巴里君。

22番（巴里英一君） 皆さんおはようございます。平成13年第4回泉南市議会の開会に当たり、識見をもって賢明な議会運営を目指す決意の角谷新議長より発言のお許しを得ましたので、通告に基づき順次質問してまいります。

今般、久しぶりでトップ質問ということで光栄に思います。質問に入ります前に、一言ごあいさつと弔意を申し述べたく思います。

本年8月13日、我が自政会幹事長でありました重里議員が任期半ばで逝去されました。その葬儀告別式に御甲意賜りました各位には、本議場で会派として厚く御礼を申し上げます。初当選以来5期17年間、同志として公私にわたり涙も笑いも苦労もともにしてきた重里同志の早い逝去はまことに残念であり、心より惜しむものであります。ここに改めて重里 勉氏の御冥福を心からお祈り申し上げます。

また、世界を驚愕させた9月11日のニューヨーク貿易センタービルの許しがたい同時テロで数千名ものとうい命が一瞬にして消滅したその映像に、私は大きな衝撃を受けました。このテロで亡くなられた各国の多くの方々に対して、心から哀悼の誠をささげるものであります。

さて、日本の常識は世界の非常識と言われ、戦後56年間、一国平和主義の我が国は、今、平成不況の真ただ中にあり、小泉内閣は聖域なき構造改革の名のもとに20世紀の国の機構、経済体

制を変革させ、世界の経済大国としての責任を果たすこととともに、我が国家、国民の存在と生き残りをかけた21世紀型国家建設、経済システムの再生、誇れる国づくりを目指そうとしているのでは、ととらえております。

また、国家戦略としてもそうでなければなりませんし、世界に冠たる経済大国日本経済の崩壊は、ただ単に日本の問題だけでなく、今や世界金融恐慌の引き金になるほど経済的影響力があると言われております。改革は、国民の認識と理解を得る説明責任があることは言うまでもありません。そうでなければ、弱者切り捨てとしか言えません。小泉首相は痛みに耐えよと言っていますが、痛みに耐えられない弱者は一体どうするのでありましょうか。弱者の切り捨てや、余りにも急激なしわ寄せは、国家にとって決してよい結果を招かず、むしろ生活や労働意欲を阻害させることにもなるということを考慮すべきでしょう。

金融再編、企業合併や倒産によるリストラと失業者の増加で失業率は5%を超え、実質は10%とも言われています。その証拠に、自殺者の増加はどう理解すればよいのでしょうか。金融再編、企業合併や倒産によるリストラで職を失い、心ならずも命を絶つより方法がなかったということはまことに残念であります。また、真っ先にその影響を受ける生活弱者の多い被差別地区や心身障害者を初め、弱者の不安解消への施策は、地方任せでなく国の責任できちっと示すべきでありましょう。

さて、それでは通告に基づき質問に入りますが、質問は大綱4点でございます。

その大綱第1は、向井市長の政治理念と今後の考え方についてであります。

項目のその1、市長2期8年の公約と実行された政策に対する総括と今後の市政に対する考え方についてであります。まず初めに平成6年4月、任期半ばで急逝された平島前市長の後継者として、前市長の政策の継承を掲げ、その実現へ厳しい財政運営に配慮しながら実行されてこられましたことに敬意を表するものです。

来年5月に市長の任期を迎えるに当たり、政策を掲げ、多くの方々の支援を得て見事市長に当選

され、2期8年間市政を担ってこられました。この2期8年間は精力的に住みよいまちづくりを目指し、都心を結ぶ広域道路や市内幹線道路網等の整備を図り、利便性や市民生活に寄与されました。

また、公共下水道の整備も大幅に進捗させ、快適な環境整備を進められました。すなわち、都市としての骨格と生活基盤の向上を図られたことは評価するところであります。さらに、市民に好評の総合福祉センターあいびあ、サザンスタジアム、埋蔵文化財センターなど建設、整備され、泉南市独自の施設は予算規模の小さい市としては自慢できるのではないかと私は思います。

特に、来年2月に開院される済生会泉南病院を核とした福祉医療ゾーンの整備、紀泉ふれあい塾の整備やかるがも計画の推進、防災体育館の建設など府の投資事業を誘導し、完成され、また推進されつつあります。このことは、財政難に陥っている大阪府に対して、市長の政治努力と府の信頼に基づく成果ではないかと思っております。

だれであっても、すべてに100%ということではなく、批判と批評は世の人の常と申します。私も含めて、他人に厳しく自分に甘いのが普通です。政策実行と首長としての思い、政策の結果について、また未実行の点も含め、どのようなお気持ちか、市長として8年間の総括をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、来年5月に迫っております市長選がありますが、厳しさを増す市財政を立て直し、市政発展へ私はあなたの手腕に期待とともに、出馬表明を強く期待するところであります。あなたは、市長として引き続き立候補し、市政を担当されるお気持ちがあるのかどうか。私も私なりの考えを持っておりますので、この議会において意思とその決意のほどはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

大綱第2、地対財特法期限切れを控えて、その総括と方針について。

項目第1、同和対策事業30年間余りの成果とハード及びソフト等の総括と評価見解についてであります。

皆さん御承知のように、1965（昭和40）

年の同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題としてその恥ずべき問題の解決は焦眉の急であるとした「同和対策審議会答申」を受けて、国は1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」が発布施行され、法の延長、新法の施行等の変遷を経ながら同和対策事業はハード及びソフト等が市長初め行政の努力と議会と市民の理解を得て事業実施されたのですが、現行法である「地对財特法」の期限切れを来年3月に控えて、今後の同和問題解決へ資するためにも共通認識すべきと思いますが、市として30有余年の事業の総括と見解をお示してください。

項目第2点目、同和事業の果たした行政及び社会的役割への評価についてですが、過去30有余年同和事業を初め差別撤廃の解放運動80年の歴史が果たした役割は、被差別民の解放だけでなく、障害者、女性、アイヌ、在日外国人を初め、国内外のマジョリティーに対するマイノリティー自身からの差別撤廃、人権擁護の闘いと運動に勇気と影響を及ぼしたことは、歴史的事実の中で明らかになっているところであります。その意味においても同和事業30有余年、行政の果たした社会的役割と事業への評価についてお示してください。

項目3点目、今後の人権行政と残事業の取り組みの方針と方向についてですが、人権行政については、市の重要政策として市長の強力なリーダーシップのもと、人権推進部を初め全部課において、同和問題、女性、障害者、在日外国人差別など人権は人類普遍の原理であり、人権行政を重要政策に掲げ、行政の責任として差別撤廃へ取り組まれてきましたことは、問題点もあるとはいえ、その行為に対して、熱意に対して心から敬意を表するところであります。しかしながら、差別を許さない多くの人たちの活動と努力にもかかわらず、今なお差別事象、事件が身近に起こっています。継続は力なりと申します。今までの人権行政の取り組みの歴史を踏まえ、今後の方向についてお示してください。

また、残事業についてですが、以前より市営住宅については、宮本住宅と前畑住宅は補・改修も含め建てかえの方向で約束されていたものであります。今もその対象となっていますが、宮本2号

棟、3号棟と前畑2号棟、3号棟、7号棟、10号棟がいまだに建てかえか補・改修かは具体的な計画はなく、手つかずのままです。入居者は待っています。一昨年予算化された改修事業費は耐震診断に転用され、改修について示されておりません。改めて事業計画をし、予算化すべきと思うが、その点いかがなものか、お示してください。

さらに、住民は差別のない、だれもが住みたいと思うまちづくり計画を住民自身の参加でもっていろいろな方々の協力を得て計画図を作成し、住民みずから進めようと市に提案されたとも聞いていますが、そういった点も含めて市はどのように考えているのか、お示してください。

大綱第3の行財政改革と財産区及び財産区的財産についてであります。

項目第1、行財政改革の現状と成果及び財産区の扱いについてであります。他市同様、我が泉南市においても財政の厳しさはここ数年増しております。そのことは説明を受けるまでもなく、予算、決算において明らかになっているところであります。行財政改革はさまざまな分野に及んでいますが、その現状と結果についてどうなのか、どのような効果を得ているのか。また、厳しい財政状況にあるにもかかわらず、行財政改革に資する上において寄与すると思われる数十億円もの資産のある財産区について、どのように位置づけていくのか、今後のその扱いについてお示してください。

項目第2、また現況の財産区運営と今後の方向についてですが、財産区については、過去の議会初め各予算及び決算特別委員会や総務常任委員会等で質疑を行って、不法な運営管理のあり方に問題点を指摘、法に基づいた適正な運営を要請してきたところですが、その点いかがでしょうか。また、私が指摘したことを樽井財産区だけでなく財産区的財産の扱いの問題も踏まえ、今後の方向をお示してください。

大綱第4の市町村合併についてですが、項目第1は合併への現況と認識、今後の方向についてであります。

合併については、私は折に触れて市長に質問してまいりましたが、一向に先が見えません。合併特例法も残すところあと3年少々、平成17年3

月末で期限切れになります。既に兵庫県において篠山市が誕生しております。各府県においても具体的な合併があり、また進められているのは御承知のことと思います。大阪府のモデル試案は絶対的なものではないですが、当面、泉南、阪南、岬の2市1町についてはどうなのか、他市町との広域合併はどのような現況にあるのか、またそのような合併への認識、あるいは今後の方向についてお示しを願います。

以上で私の質問といたしますとともに、答弁により自席より再質問いたしますので、その点明確な御回答をお願いいたします。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） ただいまの巴里議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 巴里議員の御質問にお答えを申し上げます。少し順序を変えさせていただきます。御答弁を申し上げたいと思います。

まず初めに、地対法期限切れを控えての総括と今後の方針ということについてでございますけれども、国の同和対策審議会答申及び府同和対策審議会答申の精神を踏まえるとともに、同和対策事業特別措置法、地対財特法に基づく同和行政を市政の重要課題として位置づけ、施策の積極的な推進に努めてきたところでございます。その結果、住宅、下水道、地区内施設等生活環境の改善を初め大きな成果を上げてきております。一方、就労、教育等の分野において課題が残されており、また市民の差別意識の解消も十分に進んでいない現状がございます。

このため、差別意識の解消、内外交流の促進、みずからの選択に基づく自立の促進、教育の格差、不安定就労等の解決を図るべく、諸条件の整備に取り組んでいるところでございます。地対財特法の失効後においても、国の同和対策審議会答申、地域改善対策協議会意見具申、平成13年9月の府の同和対策審議会答申の精神を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて取り組んでまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、同和事業の果たした行政及び社会的役割への評価についてでございますけれども、同和対策

事業は同和対策事業特別措置法第5条に、「対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要件を解消すること」とされております。さらに6条に、生活環境の改善に関する事業、社会福祉及び公衆衛生に関する事業、産業の振興に関する事業、雇用促進等に関する事業、教育文化の向上に関する事業、人権擁護に関する事業などの内容規定が示されています。

同和行政を市政の重要課題として位置づけ、これらの事業について国・府の高率補助により積極的に事業展開を図ってきたところでございます。このことにより、同和地区内の住宅、道路、下水道を初めとする生活環境改善を初め大きな成果を上げてきております。また、市民の人権意識の高揚も図られてきたものと考えております。今後も一般対策を有効的に活用し、同和問題の早期解決に向けて取り組んでまいり所存でございます。

次に、地対法期限切れを控えての総括と方針についてでございますけれども、国におきましては、地域改善対策協議会意見具申を踏まえて平成9年8月に制定されました人権擁護政策推進法に基づく人権擁護推進審議会において、平成11年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出され、その趣旨を踏まえ、平成12年11月に人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした人権教育及び人権啓発に関する法律が制定されました。また、本年5月には「人権救済制度のあり方について」の答申が出され、人権救済機関の整備等その具体化に向けての検討が進められているところでございます。

本市におきましても、泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例を制定するとともに、人権教育のための国連10年行動計画、人権教育基本方針を策定しております。このように人権教育・人権啓発事業のさらなる展開により、人権が尊重される社会の創造に努めているところであります。

今後、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという視点を踏まえ、一般対策を一層

効果的に活用し、基本的人権が保障された差別のない社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

その他の項目については、後ほど担当より御答弁を申し上げます。

次に、市町村合併についての御質問でございますけれども、一つは現状と認識、今後の方向についてという御質問でございますが、初めに市町村合併問題についてどのような認識を持っているかとの御質問でございますが、私といたしましてはこれまでの定例会でも御答弁させていただいておりますように、地方分権が実行の時期に入り、また合併特例法が期限つきで改正される中、市町村の今後のあり方が問われていると同時に、この市町村合併問題は市民の方々にとっても大きな問題であると認識をしております。

さらには、合併特例法の期限を見据えながら、合併や広域的な連携についての諸問題について検討が急務であり、一定の地域で合併も視野に入れたシミュレーションとしての研究も必要であると同時に、行政としての責務であると考えております。

そのため、本年1月に阪南市、岬町と本市の2市1町で合併特例法の期限を見据えながら、合併も視野に入れた泉州南広域行政研究会の設立を呼びかけ、5月22日に設立し、合併問題や広域的連携について研究をスタートさせたところでございます。これまで研究会2回、幹事会3回、作業部会を4回開催しております。研究会で検討しております内容としましては、各市町の都市基盤や財政状況、行政サービス等、実態の把握調査を行っております。今2市1町の集約作業に入っております。

また、大阪府におきましては大阪府市町村合併推進要綱で示された合併パターンから具体例を抽出し、合併の効果や課題、合併後の行財政の展望等の調査、いわゆる市町村合併ケーススタディー調査も実施されており、市といたしましてもその調査結果についても注視をしているところでございます。

さらには、今後の方向につきましては、研究会

としまして今集約を行っております各市町の現況調査の結果と府のケーススタディーの調査結果を参考に、合併と広域的連携についての課題の抽出に入りたいと考えております。また、市独自としては、市民の方々にも市町村合併に関する情報は適時広報等で情報提供をしてみたいと考えております。

次に、質問1点目の私の政治理念と今後の考え方について御答弁を申し上げます。

このような機会を与えていただきました巴里議員に改めまして厚くお礼申し上げます。御厚意に甘え、来年の市長選挙に向けての私の所信をこの機会に御紹介をさせていただきたいと思っております。

私は、市長就任以来の8年間、市民の幸せを願い、安心して暮らせるゆとりと安らぎのあるまちづくりを目指し、全力を傾注し、市政の発展に取り組んでまいりました。

顧みますと、平成6年9月に関西国際空港が開港されて以来、世界のまさに玄関口として人的・物的交流は飛躍的に高まり、臨空都市である泉南市は、世界の都市に最も近い日本のまちとして発展を遂げ、社会資本の整備も大きく進みました。

例えば、空港関連の地域整備を積極的に推進してきたことによりまして、泉佐野岩出線の4車線化の開通を初め、市場岡田線、岡田吉見線などの市内の都市計画道路網が着実に整備され、最もおくれてスタートした下水道整備におきましても、短期間で近隣の市では最も高い約34%まで普及率を高めることができました。

また、施設整備におきましても、内陸部に総合福祉センターあいびあ泉南や埋蔵文化財センター、臨海部に本格的な市民球場のサザンスタジアム、なみはやグラウンド、大阪府南部防災拠点の完成、また地域における医療福祉連携のモデルとなる済生会泉南病院を核とした福祉医療保健ゾーンの整備、そして山間部には農業公園、かるがも計画、ふれあい自然塾などのさまざまな施設が整備されつつあり、どれもが市民の皆様に安心して大いに活用していただける施設として推進をしてみたいと思っております。

一方、長引く景気の低迷の中で、市の地場産業は大きな打撃を受け、りんくうタウンの分譲も不

振をきわめておりますが、本市の財政も殊のほか厳しい現状にあり、財政の健全化への取り組みが喫緊の課題と考えております。地方分権が実行の時代を迎えた今、私はこのようなときこそ変革の大きなチャンスととらえ、今まで以上に行財政改革に真正面から取り組みますとともに、市民との協働による市政運営など自己決定、自己責任の原則に基づき、創意工夫のもと未来志向で新たな行政展望を切り開いていく所存であります。

さらに、1市町村の枠を越えた広域的な行政の推進が今後の課題となっている今、分権のトップリーダーとしての責任を担い、市民とともに住民福祉の向上や地域社会の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような考え方に立ち、諸先輩方が今まで築かれました基盤をもとに、8年間進めてまいりましたまちづくりに誇りと自信を持ち、次期泉南市長選挙に立候補する決意をしたところでございます。私は、21世紀はさらなる飛躍への希望を込めて、夢の多い世紀と位置づけ、人権、教育、福祉、環境を市政推進のキーワードとして、個性豊かで活力に満ちた泉南市を築き上げるため、全力を挙げて邁進する所存でございます。

最後になりましたが、このような時間を与えていただきました巴里議員に厚くお礼申し上げますとともに、議員皆様の一層の御支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます、私の表明とさせていただきます。ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 市営住宅の宮本住宅及び前畑住宅の管理についてお答えをさせていただきますと思います。

議員御指摘のように、平成7年、8年、9年の3カ年で、合計10棟ございますうち5棟については大規模改修を済ませたところでございます。残りの5棟につきましては、建築基準法上の問題、また財政上の問題、いろんな問題がございまして大規模改修が延び延びとなっておりますところでございます。

既に公営住宅法の改正が行われまして5年が経過したわけでございますが、現に居住されておら

れる住民の方の中でも、改修された棟、また改修されてない棟、これらのそれぞれの住んでおられる方のいろんな不満もございまして。また、我々が取り組んでおります大規模改修に向けての方針、これについてのいろんな意見もございまして、また震災後の耐震診断及び公営住宅の活用方法は今後どうあるべきかと、その部分についてここ二、三年取り組んでおまして、現在結論が出ておられないわけでございますが、古い棟におきましては既に35年の経年変化を経ております。

かなり老朽化も進んでおりますので、我々としては財政的な面を考え、また公有財産の維持改善という部分も考えまして、なるべく大規模改修を行って、公営住宅の維持を図っていききたいという考えでありますが、経費的な面も考えて建てかえで行うのか、また大規模改修をしてバリアフリーも図りながら維持改善していくのかという判断には至っておらないところでございます。

今年度の予算で公営住宅ストック総合活用計画の調査費も計上しておりますので、それらの調査をもとにいたしまして、宮本住宅については建てかえていくのか、また大規模改修で維持を図っていくのかという判断をいたしたいというふうに思っております。

議長（角谷英男君） 大前行財政改革推進室長。行財政改革推進室長（大前輝俊君） 私の方からは議員御質問のうち、行財政改革の現状と成果及び財産区の扱いについてということで御答弁させていただきます。

本市では、平成9年度から実施の第1次行財政改革に引き続きまして本年2月に新行財政改革大綱を策定し、平成13年度から平成15年度の3カ年を実施期間とする実施計画に基づき、鋭意行財政改革に取り組んでいるところでございます。平成13年度を初年度とする行財政改革では、平成13年度実施項目について経費の削減など一定の効果が得られる見込みとなっており、また平成14年度当初予算に反映可能な項目についても現在担当原課等との調整を行っているところでございまして、今後とも行財政改革の推進はもとより、健全な財政運営の確立を目指し努力してまいりたいと考えております。

また、財産区会計につきましては、第2次行財政改革の中ではこの問題について触れてはおりませんが、今後の対応といたしましては、財産区会計全体のあり方を考える中で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 財産区会計の関係でございますけど、2点目の関係で御答弁を申し上げます。

現況の泉南市の中の財産区といたしましては、特別地方公共団体としての地方自治法第294条で認められておりますのは樽井地区財産区だけでございます。他の11財産区につきましてはいわゆるみなし財産区ということでございます。このみなし財産区につきましては、相当以前から慣習的に樽井地区財産区に準じた形で運用を行いまして、財産区財産の維持管理及び財産区住民の福祉の向上等に寄与してきたところでございます。今後とも、この関係の事業の推進に当たりましては、市内全域について配慮しながらということ念頭に入れまして運用していく必要があるというふうに考えております。

また、このみなし財産区につきましては以前からいろいろと御意見をいただきまして、改善をとる御意見、助言等もいただいておりますが、我々としていたしましても前向きに検討を行ってまいっておりますけれども、長い歴史及び財産区関係地区の考え方等もございまして、一方的に改善をできていないというのが現実でございます。

今後とも、このみなし財産区の問題点等につきましては十分な精査、検討を行って、関係地区とも十分協議を行っていく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） それでは自席から再質問をしていきたいと思っております。何日か前から風邪を引いてますので、言語明瞭ではないと思っておりますが、その点御理解をいただきたいと思っております。

まず1点目、市長に対して8年間の総括と、そして来年行われる市長選挙についての決意をお聞

きしたわけですが、過去の8年間の実績を踏まえつつ、今後新しい市政発展のために、特に人権、環境、福祉、教育と、このキーワードの達成のために来年5月出馬するということの決意をいただきました。大変御苦労さんだと思いますけれども、ぜひとも市民にこたえ得る行政の首長として頑張ってくださいということで、まずエールを送ってまいります。

ただし、その際、私も前段で述べておりますように、弱者に急激なしわ寄せになるような市政運営だけはぜひともできるだけ慎んでもらいたい。確かに、行財政改革あるいは国の厳しい逼迫した予算の中で、地方が財政難にあえいでいるということはよくわかるわけですが、本来ならこれは国の政治家がきちっと、あるいは官僚がきちっとした方向で国をリードしていればこういう結果は生まなかったということに対する批判が全国の議長会及び市長会でなされたということは、まだ私は余り聞いておりません。要望のみであります。

そういった点では、その点を私は言うべきではないのかと。国のあり方そのものが問題だということもきちっと表現をすべきでないかというふうには私は思っております。そうでなければ、地方自治体の置かれている財政状況なり運営状況というのはますます厳しくなると、住民にしわ寄せをするということとは否めない状況が生まれていく、また増大するのではないかというふうには思っております。その点どうなのかなというふうにはまず思います。

そして、市町村合併の問題についてであります。私が申し上げたのは、ただ単に泉南、阪南、岬だけの問題ではなくして、広域的という言い方をしたと思うんですが、広域合併というのは何も泉南、阪南、岬だけじゃなしに、他の市町村も含めてそういった動きなり方向なり、あるいは話し合いなり考え方なりを示していただけるかなというふうには思いましたが、そのことは示されておられませんので、その点もどうなのか。

現況は、先ほどの報告である、研究会で調査、集約していくということで、それを市民に広報として知らしていくということではありますが、当然それは必要であります。そのときに、議会に対し

てもこういった方向で考えていくんだということをそれぞれの関係する委員会なり関係する機関にぜひとも御報告をいただきたいというふうなものであります。できれば現状が、議員諸氏は皆さん持っておられると思いますが、いわゆる合併すればどうなのかという財政指数状況あるいは財政試算、そういったものは皆さんがお持ちで、既に議員の皆さんは研究されていると思います。

しかし、それではなくして、泉南市として合併すればこういうメリットとデメリットがあるんだという、こういった表といたしますか、目標値といたしますか、こういったものが出せばいいのかなと。泉南市としてですよ、出せばいいのかなというふうに思いますが、例えば泉南、阪南、岬、あるいは佐野以南ということになったらどうなのか。そういったものをシミュレーションとして出していただければありがたいと思いますが、その2点いかがでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、国の政治へのいろんな意見を、我々ですと例えば市長会等でもっと言うべきではないかという御意見をいただいたわけでございますけども、私どもも全国市長会を初めいろんな要望活動をやっておりますし、もちろん意見も申し上げております。

特にこのような国の情勢になってまいりまして、都市部ですね、いわゆる大都市圏と言われるところが非常に厳しい状況に置かれてるわけございまして、むしろ過疎のところはいろんな形での優遇政策もあったわけでございますが、そのあたりはやはり都市政策といたしますか、その辺が今まで十分ではなかったのではないかと。これは税源の配分も含めて、市長会としても物を申しております。

ですから、最近国におかれまして、この都市部の都市再生を含めて、あり方ということが大きく議論されてきているというふうに思っておりますが、しかしまだまだ我々としても言うべきことはあるかというふうに思いますので、ただいまの巴里議員のお話も含めて、今後とも言うべきことはきちっと言うということにしていきたいという

ふうに思います。

それから、市町村合併並びに広域の問題でございますけども、今2市1町で研究をつくっておりますが、要するにどういうまちを目指すのか。要するに2市1町ですと約15万ぐらいの人口になるわけですね。もう少し大きな、例えば佐野以南3市3町であれば約30万ぐらいの中核市 特例市は20万ぐらいですから、特例市はもちろん十分ですし、中核市にも何とか達しようかということで、いろんな権限移譲が受けられるまちになってくるというふうに思っております。

ですから、今2市1町でやっておりますが、一方ではもう少し広いエリアでどうなのかというもいろいろ近隣のまちにもお話をしているところでございまして、まだ結論的には出ておりませんが、そういう考え方は私も持っておりますのでございます。

それと、今我々は基礎的な調査を西東京市の例を見ながらいろんなデータを収集しておりますけれども、一方で大阪府の方でこの2市1町をモデル地域といたしますか、としてのケーススタディーの調査をやっていただくことになっております。既にスタートしているわけでございますが、一応来年3月、今年度いっぱい一つのその成果が出るというふうに思っております。

その中では、当然仮に2市1町が一緒になった場合の財政的なシミュレーション、あるいはメリット、デメリット、あるいはその目指すべきまちの方向性です、そのあたりまで一応調査をしていただくということにいたしておるところでございます。複数市町のデータを収集して、そしてみずからそのシミュレーションをしようと思えば、かなりの費用もかかりますし、時間もかかります。そういうことで、今回は大阪府においてそのモデルケースといたしますか、一つのシミュレーションの対象地域という形でやっていただいておりますので、それが来年の3月ぐらいに一定の調査結果が出ますので、当然それらの資料については議会並びに広報等を通じて市民の皆様にもお知らせをして、我々としてはその持てる情報をまず正確に伝達をして、そして多くの皆さんにこの問題について関心を持っていただき、また検討していただく

と、このようにしたいというふうに思います。まずは、どうなるかということも含めたデータの開示といえますか、情報の開示、これを進めていきたいというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） ぜひともシミュレーションを含めて泉南市の将来像を描くと、それが合併によってどうなるのかということは、当然あるべき姿だと思うし、メリット、デメリットということも含めて、私はもちろん市民にとってはメリットの方が多いというふうに思っておりますけれども、それぞれの意見がありますから、最終的にはどう判断するのかということが市長に求められるというところにもなります。当然、議会にもその判断基準が示されて、議会も判断しなきゃならないということになりますので、逐次できればお教えいただきたいというふうに思います。

余り時間がございませんので、少し長いことやり過ぎたかなと思います。私は、先ほど人権行政の30有余年の総括ということでお願いしたんですが、総括的なことは余りなかったように思うんですが、その総括というのは一体どういうものであるかと。もうここに用紙出したときに既に総括ということを申し上げてる。にもかかわらず、総括そのものがないので、これまた3月議会にやらなければ仕方がないのかなというふうに思いますが、今簡単に示されれば、一定示していただきたいというのが1点。

そして、財産区であります、これ泉南市がこれほど困ってる、財源的に非常に厳しいという状況にあるにもかかわらず、私も指摘してるように十数億あるわけですね、資産を含めて。もっとあるかもわからないけど、十数億でしょう。この方向性が見えないままやるというわけにもまいりませんし、特に指摘はしますけども、この公共の福祉に資するという第274条以降の5条 5条しかないわけですが、この財産区、地方特別公共団体の財産区の扱いの中身に逸脱したところがあるんだということですとずっと指摘してるんです。

だから、特別委員会を設置して指摘され、そして明らかにされてきた問題ということで、ずっと私は言い続けてるはずなんです、今もってこの

ことがないと。明確な方向性が見えないと。これは一体どういう方向で位置づけていくのかという、合併問題も含めてこういうことを今きちっとしておかない限り、ちょっとしんどいんじゃないかなというふうに思ってます。

課長に対して私は 答えるのは課長ばかりだったので、委員会なんかでは。本来は責任者が、理事者の幹部がこのことに対して方向性を出すのなら出す、そして、いやこのままほっておくんだったらほっとくということではっきりさせてもらいたいなと。特に樽井財産区の年間維持費は幾らなのか。予算に出てるだけなのか。それで、毎年数千万円の運営費といいますが、あれは経費といいますが、運営収入があるわけです。これを毎年恐らく7億あった財産区の財産が、現金であったものが徐々に減ってる。片方でありながらふえていかないかんに、片方で減っていくというのは一体どういうことなんやという疑問を持っています。

それはこの前にたまたま出てきた教育費の中で補助していくみたいな形、このような使い方は、このもともとの法的な条文の中においてそんなことは書いてないし、それはそこから外れてると。本来、教育というものは教育費の中で、一般教育の中でやるべきもので、これは公共の福祉に資するということは限度がある。それをやっていくと、なし崩しにこの財産区のお金を樽井のみで使ってしまうということになるのか。ないとはどうなるんやと。この格差是正をまたしなきゃならないということもある。

ただ、同和対策一個とっても、7億も10億も資産があれば、それを使って十分できるわけですね。それは先ほど申し上げたように、同和対策の総括というのはどこがどうであって、そして結果的にどうなって、それによって泉南市がどう資したのか、泉南市に対して。社会的にどう影響を与えたんだとか、こういうことを総括として出してこなきゃならないのと違うかなというふうに思うんですが、どうもお答えではそのことが明確になってないんです。

答えていただけるのであれば、もう時間がないというたらそうなんです、市町村合併については先ほど申し上げたんで結構ですが、この財産区

のあり方と泉南市のいわゆる財政運営のあり方と大きく絡んでくるのではないかというふうに思います。これはきょうは何も無理にやらなくたっていいわけですが、これは改めてまた機会があると思いますのでやらしていただきますが、できれば方向性だけでも出すんだという答えがあれば結構だと思います。

同和対策の総括としては一定総括を出してもらいたい。なんでしたら、いただいている資料で読み上げればこれまた1時間かかりますので、昭和43年ぐらいからやれば、住宅の建設で三十数年たっている住宅から建設すれば、改良住宅法の問題からいえばかなりあります。その2点ですね。

市長が言われてますように、都市整備法というのがありますね。都市整備法の限界というのはどこまでなんだと。泉南市まで都市整備法の中に入るのか、佐野でとどまるのか。かなりの都市整備

市長がおっしゃってるように、都市がかえってしんどくなってきてるという意味から見たら、都市整備法はそういうところにいわゆるねらいを定めたといいますか、そういうところの再生を図るための法であるということから見たら、泉南市まで入るのか、阪南まで入るのかということで大きく予算規模なり補助なりいろいろの関係から国の助成措置が違ってくるといことを含めて考えると、非常に都市整備法がはつきりしない。明確にされてないというところもちょっとしんどいかなと。答える時間があればいただきたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 市長がさきに同和行政につかましての基本認識等について、それと今後の方向、それと総括について述べましたように、同和行政を市の重要課題として位置づけ、地区内及び周辺地域に対し道路と下水道等面整備、また住宅、保育所、幼稚園、小学校、中学校の施設、また地区内の各施設等の生活環境改善事業、また個人的給付事業に対して同和対策事業特別措置法に基づき国・府の高率補助を受け、当市といましては積極的に事業を展開することができたと、こういう生活環境の改善面で多大の成果が

あったと認識をいたしているところでございます。

今後は、新たな時代を的確に見据えて事業の検討を行い、一般対策を有効かつ適切に活用して進めてまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） もう答えもらってる時間ないと思います。ただ、本来なら一般行政でも道路何本ついてるんですか。いわゆる保育所はどこのお金で建ったんやと、学校はどこのお金で建ったんやと、公共下水道はどうして進んだんやと。これ、一般行政でやったら進まないですよ、こんな。泉南中学校もそうでしょうが。これは、社会的に寄与してるんだということを明確に示さなきゃならない。

そここのところが、それを含めて、いわゆる個人給付も含めてどういう効果があったんだと、そのことで進学率がどう上がったんだと、これがとまることによって、法がなくなることによって、また進学率はどうなのかとか、こういうところをきちっと総括しないとね。そして、もとに今後の方向性を出してもらおうということじゃないと、市長が答えられるだけではなかなか物事としては、人権としては進むにしても、一般施策にただ移すんだということは、それを踏まえて移すという意味だったらようわかるんですが、そここのところを答えてほしかったなと思います。

時間もあと3分ぐらいですね。

議長（角谷英男君） 11時6分までです。

22番（巴里英一君） そしたら財産区にちょっと移ります。これまた改めて、総括については、きちんとした総括の仕方をやらなきゃいけないし、やっていただきたいと思います。これは次回に置いておきます。

財産区は一体どうなのか。先ほどお答えいただいたけども、これも古くて新しい問題で、なかなか行政の皆さんも頭が痛い話です。これを言いに行ったらまたグワーツと言われるわというような話になるかもわかりませんが、この申し上げたような財産が一方では、本来はふえてはならないけれども、現金は少なくとも貸してある限りふえて

るんですね。それをまた使ってしもて減らしていくというようなやり方ね。それも違法とは言いませんけども、不当な使い方をやってるわけですね。

このことがいいのかどうか。樽井の墓地を広げるのもこれでやるんやとか、駐車場はこの金でやるんやとか、これは公共の福祉ですよって、これは違いますよ。墓地を広げるのは公共の福祉と違いますよ。宗教各派活動の関係があって、これは宗教に金入れたらあきませんよ。行政がやったらあかんのですよ、これは。わかります。

靖国参拝さえ問題になるんです。まして、お金を入れてそこを整備するということは、余りこれいいことやないんですよ。違う意味の公共福祉なんです。それでもなお、議会がよかろうということで承認してきた歴史がありますから、私それ以上細かく申し上げて追及はしませんけども、そういう使い方はいいことはないですよと指摘してるんです、ずっと。

使うんだったら、こういう方向でこうなんです、樽井区の住民のためにこういうものをやりたいんだということを、一般会計へ繰り入れてやりなさいよと言うてるんです。それを教育費を横から流用みたいな形で予算を出してきてストーブ買うんだとか、あるいは校長室の机を買うんだとか、いろいろたくさん出してるわけですよ。こんなやり方がええんかどうか、財産区の使い方は。これやったらもう一遍、財産区のあり方そのものをやらなきゃならないんと違うかなというふうに思う面もあるんです。余り私にこのことばかり言わさんと、一遍方向だけ出してもらえませんかね。いかがでしょう。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度の財産区の件につきましての御質問でございます。

まず、方向性ということでございますが、樽井財産区及びみなし財産区につきまして御答弁を申し上げたい。

議員もおっしゃるとおり、地方自治法294条に基づく財産区は、当然樽井財産区のみでございます。ほかは、その294条に準じた財産区ということで、いわゆるみなし財産区ということで、処分を行ったときには議会の御同意もいただきま

して財産区会計を設置して管理を行っておるところでございます。

樽井財産区につきましては、地区住民の福祉向上等に寄与するために、これからも本市の財政状況が非常に悪化しているという状況にありまして、今後の対応といたしましても、財産区会計からの繰り入れについて十分精査を行って財政支援という形でとらえまして考えていきたいと、かように思っております。

みなし財産区につきましては、現在のところ大きく問題点がなく、このみなし財産区が定着しているところでございます。以前から財産区の改善ということで御意見もいただいておりますが、現時点では関係区とのコンセンサスが非常に難しいという状況にあります。そういう状況からでも非常に困難ではないかと思っております。しかしながら、先ほども御答弁申し上げましたとおり、みなし財産区につきましては、問題点を十分精査をし、関係地区との協議も十分にいたしまして判断をしてまいりたいと、かように思いますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 助役ね、やりましてあきませんよ。墓なんか、うちが貧しいからこうだとか、一般財政があかんからそこやるときはそれでやるんだという言い方はだめですよ。それなりの入れ物をきちんとつくって、そこから支出しなさいよと言うてるんです。もともと私はずっと。それをその都度その都度引っ張り出してきて、それでやるんだといたってあきませんよ。特に先ほど申し上げた墓なんかだめですよ。墓の関係はだめですよ。これ、請求されたらだめですよ。

もう一つ、みなし財産区で.....

議長（角谷英男君） 時間が来ています。

22番（巴里英一君） はい、済みません。294条に準じて、そんな準じるも何もそんなもんあれへんねん、もともとみなしというのは。あれへんにそんなん言うたらあかんねんて。そうということで、答弁についてはきちんと残りますから、もうちょっときちんと答弁していただきたいということで、時間足らずでございます。終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） 以上で巴里議員の質問を終結いたします。

次に、1番 井原正太郎君の質問を許可いたします。井原君。

1番（井原正太郎君） 公明党の井原でございます。第4回定例議会に当たりまして、議長のお許しが出ましたので一般質問をさせていただきます。

まず、改めてここにニューヨークでのテロで犠牲となられました方々、そしてその御家族の皆さんに謹んでお悔やみを申し上げるものでございます。現地のニューヨークでは、今なお昼夜を分かたず行方不明の方々を求めて、また復旧の作業が続けられております。はや3カ月余りが過ぎましたが、この悲しみは簡単に消えるものではありません。そして、あのツインタワーが崩壊していく姿が脳裏に焼きつき、思い浮かべるときに、なぜ人間はこうも愚かであるのか、幾たび人の命を奪えば気が済むのかという憤慨に耐えられません。

そして今、そのテロ犯に対しアメリカを中心とした国々がアフガニスタンで大義名分があるとはいえ、連日戦闘機による爆撃がなされ、いよいよ最終段階に入ったと報道されておりますが、このテロ犯とその支援組織に対する攻撃で多くの罪のない方々が犠牲となられました。これらの方々にも謹んでお悔やみを申し上げるものでございます。

このような状況から、先日来アフガニスタンでは、かつてのイスラム原理主義勢力タリバンは12月8日、その支配を消滅し、最後の拠点と言われたカンダハルを明け渡しました。そして、けさのニュースでもほぼ完全制圧したとの報道がなされておりますが、一方、国連主導のもと、ドイツのボンで暫定行政機構の体制づくりが話し合わせ、アフガン統治の新しい局面を迎えようとしております。このことは大変喜ばしいことではありますが、戦争が終わるか終わらないかの今、またパレスチナ紛争が勃発し、その火種の拡大が大変心配されております。

いずれにせよ、一日も早くこれらの地域紛争がおさまり、平和の到来と和解を強く望むものでございます。そして、私どもはふだんから平和のとうとさを学び、平和の維持のために民主主義と人

間生命の尊重という社会の構築に片時もその努力をとめてはならぬと思うものであります。

また、これら大きな事件でほかの大事なニュースがかき消されている感もありますが、狂牛病の問題、さらには長引く景気低迷と失業問題、税収不足や財政再建の問題等を考えると、目を離せない状況が私ども国民、市民に突きつけられていると認識するものであります。

そんな中でただ1点、先ほど市長も触れられましたが、皇太子殿下、同妃殿下雅子様には、12月1日、待望久しかったお子様、敬宮愛子内親王が御誕生あそばされました。非常に明るいニュースでありまして、この慶事を契機に世の中が少しでも明るく活気に満ち、元気になることを期待するものであります。

前置きが少々長くなりましたが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、大綱第1点であります。市長の今後の基本姿勢についてであります。

市長は、今後の泉南をどのような方向へ持っていくとしておられるのか、泉南市のあるべき姿について示していただきたいと思っております。中でも、私は若い方々が住みやすい泉南を何よりも求めていると思っておりますが、いろいろあるでしょうが、その1つとして行政コストの安いまち泉南が非常に大事であると思っております。この点についてお伺いしたいと思っております。

また、関連いたしまして、当面する数々の重要課題が山積しておりますが、その中より、今後職員定数の見直しをどうしていくのか、さらにはまちづくりの観点からは樽井駅からりんくうへのアクセスの問題をどのように進めていくのかを示していただきたいと思っております。

そして、去る11月には市営住宅の所有権移転の裁判がいわゆる結審となりまして、市側勝訴が言い渡されました。市長には、今後この対応をどのように考えられているのかをお示し願いたいと思っております。

大綱2点目であります。市の行財政改革は大事なときを迎えていると考えますけれども、中でも民間委託に関しては注目を集めております。今後の進め方についてはどのようになさるのかを御答

弁いただきたいと思います。

大綱第3点目でございます。環境対策についてであります。

その1つ目は、昨今ごみ問題はいずれの自治体においても重要施策ととらえ取り組んでおります。特にごみの再資源化はもちろん、ごみの減少については既に新しい段階に入ってきたものと考えます。さらには、クリーンエネルギーの導入と省エネ対策は、京都議定書で示されたように国家的な事業と、また国際的な責務も課せられる時代となっておりまいたが、本市における方向性を示していただきたいと思います。

また、同じように河川管理のあり方が問われる中、自然保護対策も今や喫緊の課題となっております。本市における今後の方向性を示していただきたいと思います。

大綱4点目は、教育問題であります。

現在発生しています問題行動の実態を示していただき、その解決策をどのようにされようとなさっているのか、改めて示していただきたいと思います。

そして、学校の校区の問題と関連いたしますが、最近の住宅開発の結果、従来余り問題にならなかったことが今新しく問題となってきております。それは、通学に困難な区域や学校の児童数の格差が出てきている問題であります。この点も今後どのようにされようとなされているのかを示していただきたいと思います。

大綱5点目であります。不況が長引く中、失業率も上昇し、一向に改善されない状況であります。本市といたしましても独自に行い得る雇用対策についても既に検討されていると思っております。それらについても示していただきたいと思います。

以上であります。時間が許される範囲で自席より再質問をさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（角谷英男君） ただいまの井原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 井原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず1点目の泉南市のあるべき姿ということについてでございますが、このことにつきましては、

毎年3月の第1回定例会に新年度の基本姿勢を市政運営方針として述べさせていただきます。議会を初め市民の皆様や関係各位の御理解、御協力を賜っておるところでございます。特に、21世紀のキーワードとしましては、皆様方と同じ部分もたくさんあるかというふうに思いますが、人権、教育、福祉、環境と位置づけまして、その施策を中心に市政運営に努めてまいったところでございます。

ただいま議員より具体的な御提案をいただきましたけども、私といたしましても本市における重要課題につきまして、常に行政コストの低減化ということについて取り組んでいるところでございまして、近隣よりいち早く平成9年には第1次の行財政改革を実施しまして、一定の成果は上げてきたところでございます。また、今年度からは第2次の行財政改革にも取り組んでいるところでございます。また、第2次の行財政改革の実施計画では職員定数についてもさらなる見直しを行いまして、向こう3カ年で5%の削減といたしております。

今後とも可能な限り行政サービスの低下を来すことなく、本定例会で御承認をお願いいたしております第4次総合計画に基づき、泉南市民6万5,000人の公共の福祉の増進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、本市の特性であります地形に即したまちづくりということで、水、緑あふれるまちを目指してございまして、それと関西国際空港の対岸都市ということもありまして、世界の玄関口になり得るまちだという将来の発展性も秘めました夢のあるまちを目指しているところでございます。

一方、市民生活に密着した身近な施設の利便も図ってまいる必要があるというふうに思っておりまして、快適で安全な生活環境の創造に資する事業も最優先で取り組んでまいりたいと。すなわち、生活創造都市に当たる部分の施策も推進してまいりたいと考えております。

そのためには、まず市政運営に当たって一番心がけなければならないことは、清潔、公平な市政と市民参加の市政、また情報公開に積極的な市政であるというふうに考えておりますので、創意と

工夫をもって総合的な視点から諸施策を今後とも積極的に推進をしてみたいと考えているところでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それと、先般の市営住宅の裁判結果についての御質問でございますけれども、裁判の結果につきましては、議員も御存じのとおり一審の判決としては市の意向が反映されたものというふうに考えておりまして、極めて妥当な判決であったというふうに思っております。

また、現代社会の現状は、核家族化が進む中、昔のように世代を越えての同居が少なくなってきておりまして、高齢者等の世帯が増加しつつもでございます。このことから、今後も公営住宅の需要はますますふえ、またその果たす役割が大きいものというふうに考えております。したがって、より多くの方々が入居できるように今後も努力をしてみたいと考えているところでございます。

議長（角谷英男君） 大前行財政改革推進室長。行財政改革推進室長（大前輝俊君） 井原議員御質問のうち、民間委託に対する今後の取り組み方ということについて御答弁させていただきます。

議員御指摘の民間委託につきましては、官民の役割分担ということで平成8年の行財政改革大綱策定以来、行財政改革の重要課題として検討してまいりました。行政が直接行うよりコストの削減になるものや、市民サービスの維持向上やニーズへの対応が迅速化できるものなどにつきましては委託化等を進めるべきであると考えておりまして、新行財政改革大綱では民間への委託が可能な業務といたしまして、し尿処理場運転管理業務など具体的に7項目を提示させていただいたところでございます。これらにつきましては関係団体との協議を早急に調べ、早期の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも効率的、効果的な行財政運営の確立を図り、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。総務部長（中谷 弘君） 先ほど市長の答弁の中

で、職員定数についても第2次行革の中で5%という御答弁を申し上げておりますけれども、数字的なことを若干御説明させていただきたいと思っております。

まず定員管理の中で、従来から退職職員の不補充という形でこの第2次の計画ができるまでで28名の減をいたしております。その後、第2次の行革の中でさらに5%の削減ということでございますので、現在それに取り組んでいるところでございますが、既に12年度末、12年度の退職者の関係で採用者と差し引きいたしまして13名の減となっております。今年度も退職者がかなり多いということの中で、12名ほどの減になるというふうに考えておりますので、14年度末に向けまして、この目標達成に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。それと、あわせて職員の適正配置につきましても十分精査した中で対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 油谷課長。市民生活環境部参事兼清掃課長（油谷宗春君） ごみの減少対策についてお答えを申し上げたいと思います。

ごみの減少の今後の対策といたしましては、広報紙等による啓発が十分大切であると考えております。そういう意味で、この間資源ごみ分別の徹底及び排出モラル等の向上を図るため、各地域の集まりに出向き、分別収集の必要性や正しい出し方などを啓発するとともに、市の広報紙によるごみ問題の情報提供をあわせて行ってまいりましたところであります。

また、各種団体が実施をいたしております有価物の集団回収への支援、ごみの資源化、減量化に努めるとともに、平成12年4月からは生ごみ減量化等処理機器に対する補助によりごみの減量を進めているところであります。

今後とも、市民の皆様にご協力をいただけるわかりやすいごみ啓発並びに情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 当面する重要課題の認識と方向性についてで議員より御提示がございました樽井駅とりんくうタウンのアクセスについて、御答弁をさせていただきます。

樽井駅前整備につきましては、駅周辺地区を本市海側の都市核として位置づけ、駅前にふさわしい整備を目指してこれまで取り組んでまいりました。しかしながら、パブルの崩壊による事業環境の悪化等によりまして事業推進については非常に厳しい状況に陥っております。そのような状況の中で、地元街づくり協議会等の御理解と御協力によりまして、暫定ではございますが、平成9年度から10年度にかけて駅前交通広場の整備を行ってまいりました。

その後、平成12年度には南海本線の樽井駅周辺からりんくうタウンへ通じる当面の交通アクセスを整備するため、自動車教習所と大規模工場の間を流れる水路を利用した歩行者の通路、線路をまたぐ自由通路や海側の改札口等の設置について検討を行っております。本年度において、昨年の内容にさらに検討を加えて関係機関との協議資料の作成を進めております。事業実施に向けた協議を行っているのが現状でございます。

また、山側の都市核である和泉砂川駅周辺地区から海側の都市核である樽井駅周辺地区を結ぶ、またさらにりんくうタウンへ至る都市計画道路信達樽井線につきましても都市軸として位置づけておりますので、将来的には駅の山側と海側それぞれの機能分担を図った駅前広場の整備等も含めて、りんくうタウンの分譲等の進捗も見ながら交通結節点にふさわしい拠点整備を図っていきたくと考えております。

それから、環境対策のうち自然保護についてでございますが、現在泉南市においてはどのような生物があるのか、どのような生き物があるのかという部分についての調査を一昨年から取り組んでおるところでございますが、まずベースとして泉南市域の全体を把握し、それに対してどのような施策を講じられるのかという部分を考えていかなければならないと思っております。

泉南市には海もあり山もあり、またそれをつな

ぐ河川や平野もございます。自然と人間とのかかわりを持ちながら、自然保護については検討していかなければならないという考えを持っております。

いずれにしましても、市民が参加しなければ自然保護という部分については成り立っていないという考えを持っておりますので、できれば泉南市全庁的な、市民も参加した形での自然保護についての検討をする組織と申しますか、場と申しますか、そこらについても検討していきたいという考えを持っております。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 井原議員の御質問のうち、教育問題についてですが、その中、学校での問題行動の実態と解決策についての部分についてお答えを申し上げたいと思います。

本年4月から11月末現在の中学校での問題行動の現状について御答弁申し上げます。

まず、対教師暴力が9件、生徒間暴力が14件、また器物損壊 これは窓ガラスだとか自転車を壊すというようなことでございますが、これが38件、金品などの盗難が18件。昨年度よりはかなり減少いたしております。これは、問題行動の中でも対教師暴力や生徒間暴力などの暴力行為の根絶を目指しました学校の取り組みや、関係諸機関との連携の成果の一端ではないかと考えております。

しかし、残念ながら人に対する暴力、これは減ってきてはおるんですけども、物に対する暴力と申しますか、器物損壊、窃盗等が依然として発生しておることが現実でございます。

これらの問題の解決のためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となった取り組みを行うことが重要であります。教育委員会といたしましては、これまでの取り組みに加え、学校に対して次のような取り組みを一層充実するよう指導支援を行っております。

まず1点目でございますが、警察や補導センターとの連携で防犯教室等の実施、関係機関等の巡回指導の要請等の積極的な活用。

2点目といたしまして、根気よく家庭と連携しながら生徒と担任との信頼関係をベースにした生

徒指導を基本として、学校挙げて全職員で取り組んでいけるような体制づくり。

3点目といたしましては、生徒の意欲を引き出せる授業づくりに向け、授業研修や外部指導者の活用の促進を図ってまいりたいと思っております。

また、4点目といたしましては、問題行動も含めました危機管理体制の整備の充実、こういったところにも力を注いでまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、これらの取り組みが一層充実し、生徒が安全で安心して学べる学校、また魅力ある学校となるよう指導支援していく所存でございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 井原議員御質問の校区問題あるいは校区の運用について御答弁申し上げます。

基本的な立場というのは、申し上げるまでもなく定められた校区の厳守というのが本市教育委員会の基本姿勢でありますし、常々府教育委員会からも同様の指導なり実態把握を求められておるところでございます。

さて、本市におけるいわゆる市域を越えた学校の選択につきましては、御承知のとおり学校教育法31条に基づいた教育委託ということで、岩出町境谷の方から信達小学校あるいは信達中学校へ受け入れてると。この点につきましては、法的に区域外就学が先ほど申し上げました学校教育法30条あるいは31条等において明記されているものでございまして、それに基づいて岩出町と本泉南市と間におきまして協約を結び、事務委託を受けているものでございます。それ以外の事案につきましては、一定年月を指定してというんですかね、そういった場合、何カ月とかそういうものは、当然協議事項として当該教育委員会との間で基準を設けて、例えば転居だとか、あるいは特定の学年だとか、住宅の新たな取得だとか、こういった部分につきましては、時間を限定して協議事項ということで認めております。それ以外の事項につきましては、本市教育委員会として事例としては許可を与えているというのはございません。

それから、確かに住宅開発等の関係の中でさまざま校区の線引きの直近に居住している保護者あるいは子供たちの中でさまざまな課題を抱えているということは十分に承知しておりますが、本市教育委員会といたしましては、先ほど申し上げた考え方で今後も対応してまいりたいと考えております。

ただ、特定校区とその小学校等の状況の中で、いわゆる過度に児童数が膨らみ、今後解決をしていかなければならない状況下に置かれてる学校なり幼稚園なりが存在するという事は考えております。その点については、教育委員会としての一定の努力をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

私の方からは雇用対策について御答弁申し上げます。

総務省の発表いたしました近畿2府4県の10月の完全失業率が6.5%、また泉佐野管内の9月の有効求人倍率は0.32倍と、雇用を取り巻く環境は非常に厳しいものと認識いたしております。地方分権一括法の成立により雇用対策法も改正され、平成12年4月から施行されております。その中で、地方公共団体は国の施策と相まって当該地域の実情に応じ雇用に関し必要な施策を講じるように努めなければならないとされ、職業安定所の運営、執行を初め、職業紹介、あっせん等の雇用対策の中心は国の業務となりましたが、市町村は雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければなりません。

本市では、毎月実施している労働相談、障害者雇用相談を初め、求人情報の提供、企業誘致促進条例に基づく奨励金の交付などの施策を行い、雇用の促進に努めております。また、平成14年から3カ年間で、地方公共団体が地域の実情に応じ緊急かつ臨時的な雇用を創出する緊急地域雇用特別交付金事業を積極的に活用し、公園の美化事業、学校施設の清掃など、14年では10件の事業を予定しております。今後も引き続き、従来からの施策もあわせて実施し、雇用の促進に努力してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

げます。

以上です。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） たくさん質問いたしましたので、相当時間を経過いたしました。何点が再質問をさせていただきたいと思います。

1つは、市長が答弁された中での行政コストに関することであります。総務部長も答弁いただきましたけれども、泉南市の今の状況、これは先ほどの議員との質疑の中でも、この過去8年間、大変大きな仕事をしましたというふうな答弁がございましたし、また次への意欲も吐露されたわけなんですけれども、私はそういう日の当たる部分と、それからもう一步私どもが本当に注意しなきゃならん点、あるいは見えにくかった点、この点を何点が指摘させていただきたいと思います。

私は、先ほど壇上で泉南市が非常に行政コストも安く、若い人たちにとっても住みやすい泉南であるべきだと。いわゆる住むんだったら泉南やだというふうなイメージがわくんですけども、この点からすると若干遠いなというふうに考えております。なぜかならば、先般行政改革の推進に関する勉強会にちょっと参加したことがありまして、その中で同僚の方と若干目を見合わせて難儀やなと言うた項目が何点ありました。

その1つは、かねがね指摘されておりますように、本市の徴税率の悪さであります。これは、大阪府下32市ある中で泉南市が一番いわゆる徴税率が悪いというふうなことが1点あります。81.5%で、これはかねがねの委員会等でも各議員さんが口にされることなんですけど、空港関係を入れても81.5%と。その次に悪いのが貝塚市なんです。貝塚市が87.5。これは12年度決算分ですが、これでも大体6%違う。うちの税のいわゆる収税ボリュームからすると、6%違うということは6億円近いものが既にこの時点で違ってくる。これは我々はよく知るところであります。

ところが、もう一つ顔を見合わせたことがありまして、それは本市はいわゆる職員が多いと。先ほどもそのために5%減らすんだと、そして行政コストを下げるんだという意味の答弁がございましたけれども、この職員数、一応大阪府の方では1,

000人当たり何人の職員がおるかというのが1つの目安になっておりますし、それが物差しとなっております。それを見ますと、本市は1,000人当たり9.8人です。

少なくとも、ちょっと対比せなわかりにくいので、河内長野市は5.2人です。ひょっとしたらもう倍ほど違うんじゃないか。いわゆる公共的な施設であるとか病院を持つととか、いろんな諸要素がありますけれども、そんな中で例えば隣の阪南市、この場合であれば病院も持っておられるし、いろんな事業が広がっております関係上、阪南市の場合はやむを得ぬのと違うかと思っておりますけども、阪南市はもちろんうちよりも低いわけでありまして、7.8名です。

こんなことを考えたら、市長が過去8年間本当に努力をされて、いわゆる市民福祉に努められたというふうな述べられてましたけども、本当に今財政面においてもこの2点を見ても喫緊の課題である。また、経常収支比率においても非常に危険な、あるいは公債の方にしても危険なレベルにある。

こんなことを考えたときに、もう一步、将来の泉南市のあるべき姿、これをやはり語ってもらわんと非常に不安だなというふうに考えるんですけども、この点をひとつ明快に御答弁願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 我々は約4年前から一步先んじて行財政改革に取り組んでまいりまして、その成果はかなりあったというふうに思ってます。引き続いて、今年度からまた3カ年やるわけでございます。その間全体的なおっしゃいました財政運営の枠組み、あるいは投資的経費も20億以内に抑えろとか、一定の歯止めをかけながらやってきております。

その中で、当然徴税率、収納率の向上ということについても積極的に取り組んできてるわけでございます。これは助役以下も幹部職員総出でお願いに行き、また今まで執行しておらなかったような差し押さえはもちろんでございますが、公売もやっていくという形で取り組んでおりまして、最近ようやくその努力の結果が若干見えてくると

いうふうに思っております。

これはやはり国民の義務でございますから、当然納税者たる市民の皆さんはその辺の自覚を十分持っていただいて自主的に納めていただくというのが原則でございますが、それが残念ながら非常に低いということでございますから、これらについては与えられた権限を十分行使する中でさらなる徴収率の向上に向けて努力をしていきたい。第2次の行革についても、そのあたりも盛り込んでおります。ですから、その目標に向かって全力で取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それと、職員数の問題もございましたけども、泉南市の特徴といたしましては、一般行政の職員というのはそう多くないというふうに思っております。あるいは保育所とか幼稚園とか、そういうところをかなり充実しているというのもあるわけでございますが、他市と比べて多いということでございます。したがって、先般来からも今後の学校の、あるいは幼稚園等の適正配置、適正規模という問題を議論をしていただいていたところでございまして、そのあたりは今後の大きな課題だというふうに思っております。

それと、おかげさまで経常収支比率はかなり下げることができまして、御承知のように大阪府下でも100を超えるところが相当あるんですが、本市はそれから姿を消したということございまして、大変大きな努力の結果が数字としてあらわれてきてると。しかし、まだ高いのも現実でございますから、さらなる努力をしていく必要があるというふうに考えております。

起債でございますけども、まだ非常に高いわけでございますが、来年度、14年度が償還のピークということでございます。起債残高は平成9年度にもうピークアウトしておりますから、徐々に減ってきております。ですから、償還のピークが14年度ということで、それから少しずつ減ってまいるわけでございますから、当然今後はそのあたりの数字も改善していけるというふうに思っております。

それと、できるだけ若い方に住んでいただけるといいですか、労働人口としてカウントできる方

々にできるだけ住んでいただく。そのためには、やはりこのまちに職場がないとなかなかそういうふうにはいかないわけございまして、そういう意味では関西国際空港あるいはりんくうタウンに立地の企業ですね。このあたりも徐々に整備されてきておりますので、新たな雇用を1つ確保できる場所が見つかりつつあるというふうに思っております。

一方では、商業施設については経営不振というようなこともございまして、大変厳しい状況もあるわけでございますが、いずれにいたしましても、おっしゃるようによくできるだけそういうこれからの泉南市を担っていただけるような方々、若年層と申しますか、あるいは労働人口にカウントできるような方々にお住みいただけるような活力のあるまちにしていく、そういうことがやはり大きな課題であり目標であるというふうに考えております。議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 私は今の御答弁の中で、とりよによっては泉南市というのは非常に住みやすいんですよ。なぜかという、いわゆる徴収率を見てごらんください。81.5%です。余り無理せんと、力のない方はそれはそれで結構ですよというふうにもとれるんですよ。しかし、職員は他市以上にたくさん抱えておまして、いろんな面、福祉面も充実しておりますというふうにも言えると思うんですね。

だから、ちょっと嫌みが入りましたけども、この数字だけはやはり、先ほど市長も話されました、より公平なまちというふうなことから考えると、これははじめをつけていかないかん点であろうと思います。もちろん、この泉州かいわいの各自治体を見ましても、泉南だけが特に突出してどうのこうのということでないとは僕は思うんですね。泉南だけが極めて不況なんだとかいうふうなことじゃないと思います。これはもっと公平な形で頑張っていかなと、各委員会においてもうちの徴収率に関してはかねがね問題になってきましたし、常に飛び抜けてワーストワンであります。こんなことの汚名は、やはり早く解消せないかん。

また、角度を変えたら、ごね得な市なんやでと。少々納めないかんものがあったら、大きな声を上

げてごねたら、5年もしたらもう見放してくれる
でというような、非常に失礼な表現ですけども、
こうもとれると思うんですね。したがって、本当
に公平をもっと前に出していけないかんのと違う
かと、このように私は考えます。

この点、その担当部局にあっては言いわけある
んかな。府の方からも若干応援いただいて、この
ワーストワンをぜひ抜け出したいというふうにか
ねがね答弁しておりますけども、改めて12年度
決算を見てもかなり飛び抜けてるんですね。これ
は職員数は関係ないですから、この点は言いわけ
あるんだったらひとつここできちっと答弁して
もらって、方向づけを示してもらいたいと思います。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 井原議員からの再度の
納税に関する我々に対する御質問でございます。

この納税につきましては、確かに議員御指摘の
ように徴収率につきましては御指摘のとおりで
ございます。ただ、現在我々課員としましても、担
当部局としましても、この徴税というんですか、
納税のことににつきましては第一義と考えており
まして、現在その事務を行っているところでござ
います。

この徴収率につきましては、今までの御質問に
もお答えさしていただいておりますけれども、平
成12年度決算では現年については久しぶりとい
いますか、95%を超えたという実績もあります。
ただ、滞納につきましてはまだ若干問題もあ
りまして、徴収率全体では0.05%下がったとい
うこともあります。

ただ、この納税の問題につきましては、やっぱ
り我々としましては特に現年を中心に考えてお
りまして、新たな滞納を防止するという観点から
現在取り組んでいるところでございます。

そしてまた、次に滞納分につきましても何度も
その滞納者のところに足を運びまして、そして特
に滞納の、税の意識というんですか、それを何と
か前向きにやっていただきたいというふうな形
で足を運んでいるところでございます。

あと、その滞納策というんですか、としまして
は、この12月にも我々臨戸徴収というんですか、
夜間に臨戸も実施するようにしまして取り組んで

るところもあります。これからもこういった
取り組みを強化いたしまして、さらなる徴収率
の向上に向けて我々頑張ってまいりたいと、こ
のように考えておりますので、よろしく御理解の
ほどお願いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ぜひ頑張ってもらいた
いと思います。くどいようですが、やはり泉南市
を魅力あるそういう泉南市、まちにするため
にも、1つは今言いました不公平をなくすとい
うことが大事でありますし、そして先ほどの
質疑の中でも、済生会病院のような形で新
しい都市枠というんですか、いわゆる施設が
できようとしておりますけども、ここには
いわゆる基金から2億というふうなことも
本議会には予定されておりますけれども、
そんなことにしましても、このいわゆる徴
収率がもっと高かったら、ほんとに苦
労をそんなにせんでもっと市民の方々に
還元できるなというふうにも考えるわけ
であります。

トータル的に見まして、泉南市の欠けと
る面ということでしますと、府下で一番
欠けとるのが何といっても徴収率、徴
収率ですね。それから、頑張らないか
んのが、いわゆるコントロールせない
かんのが経常収支比率、先ほど好転して
おると言いますが、府下の中ではやは
りまだまだであろうと。さらには、職
員数はこれは飛び抜けて努力せないか
んやろと。ある意味では、現業職にお
いても優秀な方がどんどん大きな立
場で仕事ができるような工夫もせな
あかんのと違うかと。ここは
いらわれへんから減らされへんとい
うようなことは、これはあかん、そ
ういうふうな時代を迎えとるん
じゃないかと、このように思いま
す。あわせて、やはりさらに民間
委託を考えていかんと市がたない
というふうな状況も、お互いにこ
れは認識して改善していかなきゃ
ならんということを目指してお
きたいと思えます。

次に、当面する重要課題の中で、やっぱ
り今日つくのが市営住宅の裁判の件
であります。一応泉南市においては
勝ったと、勝訴というふうな形
で表現されようかと思うんです
けども、この裁判は泉南市民が
泉南市を訴えたという非常に内
輪もめといえますか、本当に対
外的にも余り格好のえ

え話じゃない。

こういった中で、勝ったから妥当な判決であろうというふうに市長は述べられましたけども、じゃ市がすべて正しいのかというと、私は長年のこの経緯、質疑の中でもわかったように余り正しいとも思わない。歴代の市長もちゃんと約束してきた。また、古い住宅で四十数年間、ある意味で一定期間においてはメンテまで入居者に任せたといいうふうな経緯からして、勝ったからええやんかと、うちの主張が正しかったんやんかというふうなことはまさか思っていないと思うんですけども、その裁判で補い切れない面をどうするのか、これが非常に僕は大事なやないかなと。

これがいわゆる力あるものの優しさがこの辺で見えてこなかったらうそやなというふうに思うんですけども、そういった意味ではまた二審に控訴されました。こういった中で、市は何らかの形で動くかな、あるいは何らかの形で和解に向けて話し合いをするのかなというふうに私は見ておったわけですけども、どうもそのような動きがないようでありますけども、そこら辺の今後の予定、また分析を改めて示していただきたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一審は勝訴しまして、2週間の間に控訴されるかどうかというのは、これはやはりその方たちの自由意思を尊重すべきであるという考えでございます。当然だと思えます。その中で控訴されたわけですから、それはそう一定判断されたんだというふうに思います。その間にいろいろ接触を持つというのは、よろしくないというふうに考えております。ですから、再度また高裁で今度継続してされるわけでございますので、全力で尽くしたいというふうに思います。

争点は、所有権移転請求事件なんですよ。ですから、現在市にある所有権を入居者に変えなさいと、こういう請求事件ですから、これはとても応じられるものではございません。ですから、我々は二審でも我々の正当性を十分主張してまいりたいと考えております。

一方、先ほどちょっとお金の話も出ましたけども、家賃の滞納ですね。これが相当、一千数百万になっております。こういうことを許していいの

かというのはやはりあるわけでございますから、私どもはやはり従来からきちっと、当然入居者の義務として払っていただきたいということで申し上げておったわけでございます。

一審判決が出ましたので、またこの問題についても、これは早急に納入していただかないと、かえって入居者の皆さんが一時的に大変な御苦労になるわけですから、この辺も含めて我々はまた新たな方針を出していきたいと、このように考えておりますので、議会におかれましてはぜひこの点は御理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） もちろん、所有権移転の争点に関しては裁判所が示したとおり、いわゆる泉南市の主張が認められたわけであります。しかし、その過程において、住宅政策がやはり入居者にとって非常にわからない点、あるいはまた満足をいかないような点が多々あったというのは、この裁判の中でもはっきりしております。

そういった意味で、ただいま滞納というふうな話もありました。しかし、こういう問題を惹起した、この事件そのものが市民にとって非常に不幸であります。このような市の財産をそんな形で泉南市民が全部所有権移転したらええやんかと言うとは私は思いません。また、こんな裁判をしなきゃならないという背景には、これは当然お金も要ることあります。いや、これは一審勝ちました。この一審に勝ったことで、じゃ泉南市はいわゆる成功報酬として幾らか当然払わないかんでしょうから、この点は幾ら払うのか。あるいはまた、裁判の結審のとき私も現場にいましたけども、この裁判費用は住民が持ちます。住民もかわいそうに、大変な金を負担せないかんと思えます。そんなことを考えたときに、行政が本当にうまく運営しておれば、こういう損失なりこういういさかいはなかったものと、このように私は理解するわけです。そういった意味では市は幾ら払うんですか、今回の一審で。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今回の一審の裁判の後の今井原議員言われました成功報酬ですけども、

まだ額については決まっておらないと。というのは、訴状がまだ届いておりませんので、後の額の調整はまだできておらないということでございます。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） まだ届いてないというふうなことでありますが、これは総額に対して例えば何%であるとか、成功報酬はそういう算定からすると少なくともうちもまた予算計上せないかんでしょうから、そこら辺は全くわからないのか、それとも一定の誤差はありましようが、これぐらいなんですよというふうなことが今把握されとるのかどうか、その点も答弁願いたい。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 一般的に着手金に近い額が成功報酬として要するというふうに聞いておりますけれども、まだ弁護士とその辺についての詰めを行っておりませんので、ちょっとここで数字的に申し上げることはできないということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ちょっと時間がないんで、少なくとも総務部長、じゃ着手金は幾らだったんだというふうなことは一応示していただきたいなと。それぐらいのものを覚悟せないかんのですよということになるかと思えます。あわせて、負けた住民、入居者側ですね。これは裁判の費用を払いなさいよというふうなことで裁判長から命じられておりました。こんなことからしても、いかに行政が賢明な運営をすることによって要らん摩擦もないし、そして要らん出費もなかりと、このように私は思うわけなんです。そういった意味では、きちっとここで示す必要があるんじゃないかなと。わかっておれば示していただきたいと思えます。ちょっと一問一答になると時間がかかりますので、それは後でひとつ答弁をいただきたいと思えます。

1つ、雇用対策の方もそうなんです、極めて厳しい雇用対策で、泉南市としても16年度、いわゆる時限立法というふうな形で雇用対策に一定の方向づけをしていかないかん。10の職種を用意しておると。今回の法律では、泉南市に7,00

0万強のお金がありてくると思うんですが、その80%は労務費として消化できるような仕事でなかったらいかんのだというふうな内容であったと思います。それで間違いがないかどうか。

2つありますが、答弁願います。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 着手金の額ですけども、具体的に正確な数字は覚えておりませんので、ご了解いただきたいと思いますが、多分700から800ぐらいの間だったというふうに思いますけど、後ほどまたきちっと調べて御説明させていただきたいと思えます。

議長（角谷英男君） 松本地域振興課長。

市民生活環境部地域振興課長（松本寿高君） 緊急地域雇用創出特別交付金事業、内容といたしましては、先ほど議員御指摘のとおり、8割以上が人件費の事業というふうに国の方から伺っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 議長、6分までよろしいんですか。

議長（角谷英男君） はい、6分です。

1番（井原正太郎君） こんな不景気なときですから、私は資料請求もさしてもらった中で、先ほど述べたんですが、泉南市のいわゆる生活保護世帯もこれまた府下では、嫌みなんです、非常に優秀な位置におるわけなんです。ほんとに市民に優しいという一面なんですけども、これで私、資料請求した中で、この成人保護者数、いわゆる生活保護を受けられとる中で就業可能者数がここに参っております。これは本市で357名の方が一応就業可能なんだと。しかし、仕事がないのでやむを得ず公的補助にゆだねられておると。また、やむなしということでそのような決断をされておるようであります。

このように非常に景気の悪さというのがこんなところにもしわ寄せが行っておるわけなんです、先ほどの緊急雇用対策とタイアップして、生活保護を受けておられて、なおかつ仕事もできるのにできないこの357名について、そのようなアプローチをすることによって、本当に泉南市

も、そして該当される方々も非常に助かるんじゃないかなというふうには見るわけなんでありませぬ。

そして、隠れとる部分でありますけども、我々の年代で仕事をしない、体を動かさない。これは好きこのんで動かさないわけじゃないというふうには思うんですけども、この方々がやはり2カ月、3カ月体を動かさないことによって、今度は仕事ができる体から仕事ができない体になってしまうというふうな事例がよくあると思うんですね。そういった意味でも、積極的にこの辺は福祉の方とタイアップをして、この今回の臨時雇用の特別の措置にひとつリンクさしていけないかどうかということも後でお答え願いたいと思います。

それから、時間がないので非常に申しわけないんですが、私が先ほど教育委員会の方に通学に関して、いわゆる校区割のことに触れました。これは、関空山の手台という地域におきましては小学校の子がランドセルを背負って電車に乗って信達の小学校まで通わないかん。1時間もかかる。こんな事例があるわけなんですね。そんなことからすると、非常に気の毒だなというふうにも思うわけなんです。

そういった意味では、ちょうどきのうでしたか、国の方の答申においてもいわゆる学校の選びようとしては、親あるいは児童が自主的に選べるような時代にすべきである、このような答申もされております。そして、現にうちも教育委託をやっておる実績があるわけなんですね。こんなことからすると、ぜひこれは実現していただきたい。また今校区の弊害が、樽井小学校に象徴されますように、ほかのところも過疎になっても樽井小学校だけはぐんぐん膨らんでくる。これは早急に考えていかんとあかん、そういうふうな問題がやはり迫っておると思うんですね。そのようなことから、今私が質問いたしました2点、時間の都合で簡潔に答弁願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。時間がありません、簡潔に。

総務部長（中谷 弘君） 失礼します。着手金ですけど、数字が出ましたので、855万3,000円でございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。あと1分です。簡潔に。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 生活保護世帯の就労可能な人員が357名という資料もお渡しさしていただいておりますが、生保者の中には、我々生活保護を決定するに当たりまして、確かにそういう仕事をしたくても仕事ができないということで申請をされる方も確かにございます。そのような方につきましては、我々はできるだけ就労していただくということの指導は毎度さしていただいておりますが、今回の緊急雇用対策のこの分も何か活用できるというのがありましたら商工の方とも検討させていただきたいなと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 以上で井原議員の質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時 6分 休憩

午後1時17分 再開

副議長（東 重弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 久しぶりのお立ち台で興奮しております。非常に耳ざわりな言葉も出てくるとは思いますけども、理事者の皆さんに広いお心で受けとめていただきたいと思います。

自民党税制調査会は、12日午後の幹部会で2002年度税制改正で発泡酒、たばこの増税見送りを決めましたが、小泉純一郎首相は財務省の安易な姿勢に、ちまちました増税はするなと財務省の姿勢を一喝したようだ。2002年度税制改正の焦点に浮上した発泡酒の税率引き上げ議論、不景気続きで消費は底冷え、ビール需要が伸び悩み、値段の安い発泡酒の需要が伸びているのも、賃金カットやリストラなどで火の車になっている庶民の家計の反映だろう。

ところが、今回の増税案は庶民の懐ぐあいなど一切お構いなし。需要増の発泡酒の税率をアップすれば税収もふえることになるという財務省の単純な発想から生まれたものである。税金に対する

国民の不信と不満は強い。増税したいのなら、財務省は直接国民に発泡酒増税の賛否を問えばよいのではないかと。どんな反応が出てくるやら。ただ、これには相当の勇気と覚悟が必要だろうと思う。発泡酒については来年、ワインの税率引き上げなども含め酒税の体系を見直し、その中で改めて検討する模様である。

公立学校における中高一貫教育制度が1999年度から本格的にスタートして、ことして3年目を迎えた。6年間の一貫した教育課程と教育環境の中で高校入試の受験地獄を解消し、生徒一人一人の個性を重視したゆとりのある教育の実現を目指した同制度は、着実に広がりを見せている。その一方で、少子化による児童・生徒数の減少の中で、地方自治体は中高一貫校への再編によって学校の存続を図ろうとする試みも模索している。

新たな発展を見せる中高一貫教育の現状はどうか。中高一貫教育はこれまでの中学校3年、高等学校3年という従来型の教育とは違って、生徒や保護者が6年間の一貫した教育を選択できるシステム。その結果、中等教育の一層の多様化が促進され、生徒一人一人の個性を重視した教育への実質的な転換を図ることが可能になる。

加えて、これまで教科によっては中学と高校で重複するものがあつたが、一貫教育によって二重の手間をかけて教える時間もなくなり、余った時間を課外授業や個別研究に振り向け、ゆとりのある教育をより一層具体化できる。また、一貫教育によって高校受験の負担を解消できることから、受験地獄から生徒を解放し、いじめや不登校の原因ともなる過重なストレスを軽減することにもつながる。これまで私立校の専売特許だった中高一貫教育のこうした多くのメリットに着目し、国は各自治体の判断で中学と高校を1つにした中高一貫教育が実施できるように学校教育法等の一部を改正、99年4月から中高一貫教育を本格的に導入した。

そこで、大綱4点にわたりお伺いいたします。

大綱1点目、教育問題。

子どもの読書活動の推進に関する法律が国会で成立いたしました。11カ条から成る同推進法では、国や地方自治体に対し子供の読書運動の推

進に関する施策を策定、実施する責務が明記されています。自治体にも読書活動の推進に必要な計画の策定、公表と財政上の措置を求めています。泉南市の学校図書室が子供の読書活動の拠点になっているのかどうか、問題であります。

そこをお願いします。1つ、蔵書の充実、2つ、学校司書の配置、3つ、図書館との情報ネットワーク化を提案したいと思いますが、教育長の答弁を求めます。

教育問題2つ目、不用図書のリサイクルについて。現在、図書館には蔵書に何冊あるのかお聞かせ願いたい。年間廃棄処分になるのは何冊なのか、毎年新規購入書は何冊なのか、お聞かせ願います。

3つ目、今学校現場ではいじめに遭い、先生に合図を送ってもわかってもらえず、不登校につながる子供もいるやに伺っております。学校現場の状況をお聞かせ願います。

4つ目、学童保育所の現況をお聞かせ願います。来年4月から学校の完全週休2日制がスタートし、学校外で過ごす時間が一気にふえ、家庭や地域で支える役割もますます大きくなると思われま。今後どのように対処されるのか。また、現在市内には8カ所の学童保育所がありますが、始業が10時からになっております。親御さんにとっては非常に不便を感じているやに思います。他市と同じように午前9時からの始業にしてはと思いますが、ご所見を賜りたいと思います。

大綱第2点目は住宅問題。

市営住宅のうち、同和向け住宅についてお伺いたします。同和向け住宅については10月1日以降は市同促から市に移行していると思いますが、1つ、空き家住宅は現在幾つあるのか。それに対して当初予算は幾らだったのか、補正予算は幾らなのか。3つ、空き家住宅を幾つ直したのか。4つ、9月の募集で何戸募集するのか、部屋がえは幾つなのか。5つ、次何戸募集するのか、時期はいつなのか、またその募集状況はどういう形であるのか、お聞かせ願いたい。

住宅問題2つ目、高齢者の入居制度について。老後の住まいの不安解消についてお伺いいたします。お年寄りの世帯が急増し、老後の住まいに不安を感じているお年寄り世帯がふえております。

こうしたお年寄りが安心して暮らせる住宅の確保を目指す高齢者の居住の安定確保に関する法律、高齢者居住安定確保法がことしの4月に施行されました。

国土交通省によると、現在65歳以上の高齢者がいる世帯は全世帯の33%の約1,540万世帯を占めています。これが今後15年間で現在より390万世帯増の約2,000万世帯に増加すると見込まれています。しかも、介護保険利用の7割が在宅介護という調査結果からも、円滑に賃貸住宅に入居できるシステムづくりや、家の中に段差のないバリアフリー化の推進が急務となっています。

ところが、お年寄りという理由だけで民間賃貸住宅への入居を断られたり、長年住みなれた住宅の契約更新を断られるなどのケースが増加傾向にあります。背景には、お年寄りが賃貸住宅に入居した後の病気や事故、家賃不払いといったさまざまなトラブルを心配する家主が入居を敬遠する傾向があります。また、高齢者の加齢に伴う身体機能の低下に対応した構造、設備の整った住宅供給は著しくおくれ、そのため高齢者が希望する住宅に入居しにくい状況にあります。こうした状況に対応し、家主も安心して貸すことができ、高齢者も円滑に入居できる賃貸住宅市場への支援策が必要となります。高齢者居住安定確保法を踏まえた上で、高齢者の入居支援制度の実施をぜひお願いいたします。

住宅問題3つ目、新婚世帯向け住宅補助についてであります。高石では新婚家庭に家賃補助を行っておりますが、これを実施した後に人口も比較的若い方がふえているやに伺っております。泉南市においてもぜひ実施をお願いしたいと思います。

大綱3点目は福祉行政。

聴覚障害者の施策について。健常者がある日突然耳が聞こえなくなったらどうなるでしょうか。大人になってから突然難聴になって、生活が一変して人に接することが苦痛になり、家に引きこもりがちになる人がふえているように見聞しております。こういう方々のために要約筆記者の養成講座の実施をお願いしたいと思います。

2つ目、乳幼児医療費助成の一層の充実をお願

いしたいと思います。現在、泉南市の乳幼児医療費助成制度は、対象が入院の場合は6歳未満、通院の場合は2歳未満まで。しかし、子供は特に就学前が病気にかかりやすく、歯科においても健全な永久歯形成のための重要な時期にあります。就学前児の医科、歯科両治療に係る乳幼児医療費助成の早期実現をお願いしたいと思います。

3つ目、出産一時金の受領委任制度について。出産育児一時金30万を国民健康保険から医療機関に直接支払う制度を早急に実施していただきたいと思ひます。

大綱4点目は環境問題。

不法投棄監視について。

ことし4月、家電リサイクル法施行後から粗大ごみの不法投棄が増加しているように思っておりますが、不法投棄の監視体制づくりを今後どうしていくのか、お聞かせ願ひます。

質問が多岐にわたりましたので、理事者に対しては大変御迷惑をおかけすると思ひますが、答弁については簡単、端的にイエスかノーで結構でございますので、その点でよろしく願ひしたいと思ひます。

副議長（東 重弘君） ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方からは、乳幼児医療助成についてお答えを申し上げます。

現在、市の制度といたしましては、所得制限を設けずに0歳児、1歳児を対象に入院と通院に対する医療費の助成を行っております。御質問の助成対象の1歳引き上げについてでございますが、これはさきの決算委員会でもお答えを申し上げておりますように、2歳児まで、すなわち3歳児未満まで適用する方向で考えているところでございます。ただ、いろんな準備等がございますので、実施時期につきましては14年度途中になろうかというふうに思っております。年度半ばになりますけれども、その実現に向けて努力してまいりたいと考えております。イエスでございます。

ただ、就学前までということになりますと、なかなか一遍にいかない部分がございますが、今回請願も出ておりますけれども、やはり相当な費用負担になりますので、これは大阪府の通院助成が

今年度は0歳児、来年度は1歳児まで上がりますので、それらの今後府の動向も含めまして検討していきたいというふうに思います。当面は1歳引き上げということで努力をしまいたいと考えております。

副議長（東 重弘君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 奥和田議員さんの子ども読書推進法への対応についてに御答弁申し上げます。

子供の活字離れを防ぎ、読書で心を豊かに育てることをねらいといたしました子どもの読書活動推進法が12月5日、衆議院で可決されました。これを受けまして教育委員会といたしましては、学校における読書活動の推進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。今、本市の蔵書達成率について申し上げますと、小学校では100%以上が3校、それ未満が残り8校ということでございます。中学校では4校とも50%未満ということになっておりますので、今後とも各校の図書の購入に努力をしまいたいと考えております。

次に、司書教諭の現状ですけれども、今現在免許保有者は小学校で40名、中学校で5名であります。各校1名の司書教諭の発令ができる状況にありますので、本市では平成14年度から司書教諭の発令を行う予定でございます。この司書教諭ですけれども、司書教諭という職種だけということじゃなくて、教諭を併任の形になりますので、学校の他の教員が協力して子供の読書意欲が向上する取り組みが図られるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、学校の蔵書が少ないということで、市立図書館と学校との連携もいたしてありまして、平成12年度ではいわゆる市立の図書館から小学校で56件、1,325冊、中学校では8件、150冊を借りて利用いたしておるということでございます。また、学校から直接市立図書館に行つて調べ学習をやるといふように随時利用してるといふふうにも聞いてございます。

また、これは小学校が中心でございますけれども、民間のボランティアの方々が小学校へ出向いてきていただきまして、本の読み聞かせ等も行っ

ておるといふことでございます。来年度から導入されます総合的な学習の時間では、ますます調べ学習が求められておりますので、これらのことから学校と市立図書館との連携が必要になってくるものと認識いたしております。

それから、図書館司書につきましては、近隣の市町を見ましても各学校に配置され、効果が上がっているということも認識いたしております。先ほど申し上げました図書館司書という発令は、今現況にあります教員の配置を考えると同時に、厳しい財政状況ではございますけれども、専任の各学校での図書館司書ということで、教育委員会の諸施策の優先順位も考慮しながら課題解決のために配置につきまして努力をしまいたい、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

副議長（東 重弘君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 不登校あるいはいじめの現況について御答弁申し上げます。

最近のいじめ、不登校の現状とその実態把握のシステムでございますが、まず本市不登校の実態把握のシステムでございますけれども、毎月小・中学校に問題行動に関する調査及び長期欠席児童・生徒調査を実施しております。また、毎学期ごとにいじめ、不登校の実態調査も実施しております。

この調査におきまして、いじめという基準につきまして文部科学省の方から以下のような基準が示されております。1点目は、自分より弱い者に対して一方的に、2点目に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、3点目に相手が深刻な苦痛を感じているものと、こういう一定の目安を学校現場におろし、先ほどのような報告を求めております。また、毎月各学校の生徒指導の中核になります生徒指導主事に関する連絡会を開催してありまして、学校の問題行動、不登校の実態や対策についての情報交換や指導支援を行っております。このように、いじめや不登校の早期発見、早期対応ができるように努めております。

次に、実態でございますが、不登校（年間30日以上欠席）の実態について御報告させていただきます。まずいじめの方ですけれども、いじめの件数につきましては平成12年度24件の報告がご

ございました。今年度11月末現在で3件報告されております。

次に、不登校の実態でございますが、平成12年度におきましては小学校12名、1,000名当たり2.6人、中学校では83人、1,000名当たり41.7となっております。13年度の不登校児童・生徒数でございますが、小学校で11人、前年度13人、中学校42人、前年度47人となっており、総数といたしましてはいじめも不登校もやや減少傾向となっております。

今後とも、いじめや不登校の適正な客観的な把握に努めるとともに、学校現場の指導に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 図書について御答弁申し上げます。

現在、図書館では年間約2,000冊の除籍図書が発生いたしております。また、年間約3,000冊を新規購入いたしております。したがって、現在蔵書数は約29万冊となっております。

次に、学童保育についてお答え申し上げます。

近年の急速な少子・高齢化の進展に伴いまして、安心して子育てのできる環境づくり、次代を担う児童の健全育成が緊急の課題となっております。その1つの支援のための拠点施設として、学童保育が位置づけられております。本市では、児童を取り巻く社会環境の激しい変化の中で、保護者が労働等により昼間家庭におられない小学校児童1年生から3年生を対象といたしまして学童保育を市内8カ所に設置いたしております。措置児童数といたしましては187名であります。

議員御質問の平成14年度4月からの学校週5日制に伴う土曜日での開設の件につきましては、予算上での対応、関係団体との調整等、解決すべき課題がありますが、他市の動向等を勘案しながら、今後開設に向け検討しなければならないと考えております。

また、夏休み、冬休みの措置時間の延長の件でございますが、現行の10時から16時を1時間早めた9時から16時とすべく、現在鋭意検討いたしておりますので、御理解のほど

よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 私の方から、市営住宅宮本及び前畑の住宅の入居に関してのお答えをさせていただきたいと思っております。

当初予算につきましては、予算編成のときに19戸の空き家がございましたので、それに見合う額の予算要求をさせていただいたところでございまして、当初予算として600万円を計上させていただいたということでございます。その予算の執行に当たりましては、この秋に空き家の改修を行いまして、この9月には新規入居が2戸、また部屋がえにつきましては3戸ということで、順次入居していただいております。

また、本年度中には去る9月の議会におきまして同じく600万円を空き家改修費として補正を組ませていただいたので、今後年度末までに3戸ないし4戸程度の空き家募集、これは部屋がえも含めてでございますけれども、予定をしておるところでございます。現在、かなり部屋がえをお待ちいただいている方、また新しく入居を希望されてる方については、体の機能上の制限とか家族の増加などによりまして、現在の住居では狭くなっており、ぜひとも公営住宅に入居したいという方などが20世帯ほどございますので、待っていただいているということでございまして、かなりの期間、2年以上もお待ちいただいている世帯もございます。今後は、公営住宅の必要度の高い方から点数制にするとか、そこらの工夫をしながら優先的な入居も含めて検討していきたいと思っております。

それから、高齢者の入居の支援制度ということでございますが、これは民間に入居されてる方、また自家をお持ちの方などいろいろあるわけでございますけれども、市の住宅施策といたしましては市営住宅の前畑のA号棟、またB号棟として、32戸の高齢者向けの住宅を建設いたしております。現在、32戸については全戸入居をしていただいております。これらの住宅につきましては、バリアフリー法の住宅として入居者が安全に生活できるような施設として整えておると

ころでございます。今後とも、高齢者の方が安心して入居していただけるようなハード面の整備やソフト面での支援制度を整えていきたいと考えておるところでございます。

次に、新婚者向けの住宅補助についての御質問でございますが、新婚者向けということで公営住宅の建設の目的を持ってやっておる分はございません。一般のいわゆる公営住宅法に基づく住宅ということで取り組んでおるわけでございますが、比較的若い世帯の活力の低下や市外への転出などが懸念されておるところではございますが、かなりの企業に勤めておられる方については住宅扶助もいただいております。また、公営住宅に入居されておる新婚の方もおられますので、制度としてはいろいろ検討していかなければならない部分がございますので、現段階の住宅施策としては公営住宅を中心に考えておりますので、実施は難しいという状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

副議長（東 重弘君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、奥和田議員御質問の福祉施策についての中での聴覚障害の施策についてお答えを申し上げます。

本市では、従前より聴覚・言語機能障害者の日常生活上のさまざまな場面に本市登録手話通訳奉仕員を派遣してコミュニケーション確保に努める一方、平成12年4月からは障害担当窓口到手話通訳指導員1名を配置し、手話通訳による庁内窓口業務のサポートはもちろん、聴覚、音声・言語機能障害者の日常生活上の情報提供や相談、手話通訳奉仕員等の養成講座企画運営等、幅広く施策展開を行っているところでございます。

また、当該障害をお持ちの方の中には手話を習得されていない中途失聴者や高齢の難聴者の方々がおられます。そのような方々に対して、窓口では従前より筆談、口話などでコミュニケーション確保に努めているところでございますが、病院や学校等各種機関やさまざまな行事において、専門的な筆記者によりその内容を伝達する要約筆記という方法もございます。

現在、要約筆記者派遣サービスにつきましては、

大阪府が大阪府中途失聴者難聴者協会に委託して事業を展開しておりますが、本市ではまだ要約筆記者派遣事業や養成講座は行っておらないのが実情でございます。今後、市内での当該ニーズの把握や府下市町村での実施状況を見ながら検討してまいりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、出産一時金の支給に関する件についてお答えをいたします。

現行制度における出産一時金は、分娩費という意味合いで出産後に支給しておりますので、出産育児一時金の支払いが病院での被保険者の支払いとタイムラグ 時間のずれがあり、その間病院での支払いがどうしても先になり、被保険者の負担になるという問題の解消策が前提になっていると考えております。

議員も御承知のように、この問題につきましては国会でも議論され、貸付制度等の方策等が考えられないかということで、政管健保におきましては13年度から実施する方向になったものであり、政管健保では本年7月から既に実施をいたしてございます。国保や健康保険組合は基本的には保険者の判断にゆだねられていますが、国保の保険者の大半がこの流れに沿って実施または検討中であります。

ちなみに、府下各保険者の11月末現在の状況は、17団体が貸付制度、3団体が受領委任払い方法で実施いたしてございます。他の保険者におきましても、本市を含めて17団体が現在どちらかの方法により実施に向けて検討している状況でございます。このような状況の中で、現在本市といたしましては平成14年度中のできるだけ早い時期に実施できるよう、医療機関との調整を含めて出産育児一時金の受領委任制度の導入を検討しているところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 上林市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

私の方からは、不法投棄問題の監視、対応について御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、不法投棄は残念ながら現在も

多く見られておるところでございます。また、本年4月1日より家電リサイクル法が施行されました以降、家電4品目も若干増加してくるのではないかとわれております。市民等から通報があれば、直ちに職員が現地に行き現場確認を行い、その状況に応じた対応を行ってるところでございます。すなわち、家電4品目については、本市と泉南警察との連名の警告書を貼付した後に撤去を行い、また産業廃棄物の場合は大阪府に報告を行うなど、不法廃棄物の種類に応じた処理を進めているところでございます。

現在、庁内組織として関係する部署である施設管理課、清掃課、環境整備課などで、仮称ですが、泉南市不法投棄対策連絡会議を立ち上げたところでございます。また、泉南市・郵便局街づくり推進協議会を設置し、その中で市民生活に係る情報提供連絡体制を整えております。これは、市内の郵便局の職員が郵便物などの集配達業務中に不法投棄を発見したときには本市に対して情報提供を行い、報告を受けた担当課が直ちに現場確認し、処理を進めるシステムとなっております。なお、このシステムは不法投棄だけではなく、道路の損傷や漏水等も通報内容に含まれておるとっております。

そして、ソフト的対応といたしまして、市広報への定期的な掲載、あるいは現地に注意喚起の立て看板等によって不法投棄防止への啓発に努めているところであります。今後とも、関係する諸機関との相互連絡体制を強化し、不法投棄問題に対処してまいりたいと考えております。どうか御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） ただいま理事者の方から、非常に前向きな答弁をいただきました。若干確認とともに、まだこういうふうな問題が残っているのではないかとこの部分の部分を再質問させていただきたいと思っております。

まず、教育問題の先ほどの学校図書室の問題ですけれども、現在、学校の図書室で余り、流れというか、いつまでたっても同じような図書ばかり置いてるという苦情も受けております。子供にと

って、良書を読ますのにはどうしたらええかということも検討されてると思いますが、活字離れの現時点で、もっともっと子供が興味を持つような本の入れかえとか、あるいはいろんな形の情報の交換とか、そういうものをしていただきたいと思っております。

それから、学校司書の配置でございますけれども、14年度から何とか検討しながら実施の方向に行きたいという答弁で、前向きの答弁をいただきましたけど、これは間違いはないのでしょうか、確認しときます。

それから、図書館との情報ネットワーク化、これはどうなんでしょうか。まずお聞きしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 学校図書の循環といいますが、毎年各学校におきまして配当されておる金額で下限を決めておりまして、それ以上の費用で購入をしていただくということで、すべてがすべてそっくり新しい書籍にかわっていくというのは難しゅうございますけれども、各学校の努力でその辺回転をさせていただいておるところでございます。

それから、一部先ほど金田部長の方から答弁させていただきましたけれども、図書館での不用になった図書等も学校で利用させていただいていると、こういう状況もございまして。

それから、いわゆる図書館司書のことでございますけれども、厳しい財政状況のもとではございますけれども、教育委員会の諸施策の優先順位を考慮しまして課題解決のために努力をしてみたいと、こういう状況でございます。配置ということで何とか努力をしてみたいというふうに考えてございます。

それから、ネットワーク化の方なんですけれども、これも慎重に検討させていただくという状況で、まだ具体的にどうということまでは今この場では申し上げられませんが、これも慎重な検討をしてみたいと、このように考えてございます。

副議長（東 重弘君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） ありがとうございます。

次に、教育問題の不用図書のリサイクルについてでございますけども、現在、図書館には29万冊という膨大な図書があります。他市と比べても決して引けをとらない、かなり多くの図書を泉南市は抱えていらっしゃると思います。現在、毎年3,000冊の新書をそれに対して加えて行けると、2,000冊の不用図書を処分してるという形ですけども、この2,000冊全部、今小学校の方という教育長の話がありましたけども、全部その小学校の方にリサイクルとして利用されてるんでしょうか。

副議長（東 重弘君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 除籍図書の分でございますが、約2,000冊ございます。これらにつきましては、市内の保育所、それから幼稚園、保育所につきましては5カ所、市立幼稚園につきまして9カ所、小学校につきましては11カ所、それからチビッコホーム8カ所、子ども支援センター、公民館、青少年センター、総合福祉センター等へ再利用をお願いしているところであります。できれば有効に活用したいということで行っております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 次に、いじめの問題でありますけども、先ほど答弁していただいた中かなりの方のいじめがあると思われま。不登校についてもかなりあると思います。しかし、数字だけわかっていたんでは何にもならないと思うんです。現況をどう打開し、どういい方向に向かってどう努力してるかというのを聞きたいんです。これは、いじめに遭って大変な状況のお子さんが書き残された手紙です。両親の了解を得てここで若干紹介します。中学1年生の女の子です。

私は2学期の最初の方からいじめに遭っている。けど、学校には行った。けど、この前体育館裏に来いと言われた。嫌だし、怖いので途中で家に帰った。みか、みゆき、あかりにはもう学校には行かないと言った。みか、みゆき、あかりはずっと仲よくしてしてくれた。

けど、私をいじめている人たちが3人に目をつけた。10月5日、帰ってからみかからメー

ルが届いた。私をいじめている人たちが私が学校に来たら絶対に体育館裏に来いと私に伝えろと言われたらしい。私はもう学校に行けない。1カ月はいじめに耐えた。でも何も変わらない。余計ひどくなった。もう無理だ。学校に行くんだったらおじいさんと寝ていた方がましだ。大分いい。死んでも学校には行けない。学校に行くんだったら死ぬ方がいい。私は学校に行かない。学校は地獄だ。もうだめだ。

血のにじむようなこの子供の悲痛な叫びが聞こえますか、教育長。ご両親がこの手紙を発見して、どんな思いでこの手紙を読まれたかわかりますか、教育長。たまりかねて、両親は学校に駆けつけ訴えました。そのとき、学校の関係者はどんな態度をとられたかおわかりですか、教育長。やり場のない怒りと悔しさ、悲しさをどこへぶつけていいかわからなく、教育委員会に駆け込んだ。それを教育長が対処されたというのもよく御存じですね。教育というのは、学校現場の先生が子供たちのためにどうするか、これが大事だと思います。

タゴールはこういうふうに言っております。教師の使命は、精神の扉をたたくことである。この前、教育長は心の教育についてる述べられました。心の教育で何でしょうか、一体。子供のための教育で一体何でしょうか。現場の状況がよくわかっているのであれば、教育委員会としてどういう対処をされてるのか、お聞きしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 中野教育指導部参事。

教育指導部参事兼指導課長（中野辰弘君） ただいま奥和田議員さんの方から具体的な点でいじめに関する御質問がありましたので、それに関しまして教育委員会として把握してる点で御答弁申し上げます。

確かに、奥和田議員さんが言われましたように、その手紙を持って保護者の方が教育委員会の方にも見えられました。私の方でも直接対応させていただきます。事実、そういうことが現場であるかどうか。まずあったことは間違いないと思うんですけれども、学校の方はどんなふうなとらえ方してるんかと。そこら辺で学校の方の教師のとらえ方、それを確認に行きました。

最終的に、1つは保護者の方に、一応保護者の

方も直接来られて学校の教師と話し合いはしてるんですけども、当の保護者の方に十分納得いくまでの説明がし切れていなかったと。この点に1つ問題があったと、そんなふう把握してます。

それから、もう1つは本人、周りの子供に関しては、その事情は学校の方もつかんでるんですけども、本人自身にそのときの心境等細かく聞いてたんかと、その点でもちょっと十分ではないと、そういう点がありましたんで、学校の側に対しましてその2点について指導をさしてもらってます。最終的には、教育委員会としてはこれはいじめであると、そういうふうな判断をさしていただいて、その場合には学校変更等の対応もあり得るということで、最終的には学校を変わっていただくというんですか、そういう方向で対応さしていただきました。

今後、こういうことがないように、中学校に限らず小学校にもそうですけれども、生徒指導を中心に、さらにまた管理職の方に保護者の意向、並びに子供から事情を聞くときは一方的にならないように満遍なく、これは当然のことなんですけれども、ちょっと注意が薄れてたというんですか、そういう点もあったやろうということで、再度喚起を促しているところです。

以上です。

副議長（東 重弘君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 事務的に淡々と述べられましたけどね、学校現場での子供に対する愛情がどれだけあるのか。じゃ、お聞きしますけども、いじめてる子、いじめられてる子、どちらが悪いと思いますか。教えてください。

副議長（東 重弘君） 中野教育指導部参事。

教育指導部参事兼指導課長（中野辰弘君） 当然、いじめの問題に関しましては、いじめられている方の立場に立ってすべてを対処していくと、それが基本になっています。そういう点で、今回の件は十分ではなかったんではなからうかと、そういう判断を持たしてもらってます。

どうしても学校現場ではできるだけたくさんの子供からいろんな事情を聞く中で間違いのないような対応をします。それは基本になってるんですけども、この件に関してはちょっと不十分であ

ったというんですか、十分でなかったと、そういう認識を持っています。

副議長（東 重弘君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） たとえどういう状況であれ、いじめてる子が100%悪いと確認して、ある教師が 教諭ですね、いじめられてる子をどうするか、これをいじめてる子の側の人にぶつけたんです。彼を守ってやれるのは君たちしかいない、この学校の先生の一言でいじめてる側が自分らを学校の先生が認めてくれるんやと認識して、いじめの問題が学校じゅうで解消の方向に向かっていったという現実があるんです。大事なことは、大人がどうとらえるかなんです。

この問題はもう時間がありませんのでやめますけども、学校現場の方は中身を、学校現場の状況をもっともっとわかっていただきたい。わかっていてやらないのか、あるいは何かあるのかわかりませんけども、学校現場のことをもっともっと把握しながら、もっともっと動いていただきたいと思います、教育委員会にしては。

それから、2点目は住宅問題ですけども、先ほど答弁をいただきましたけども、当初、空き家住宅は19戸あったけども、当初予算として直すのに600万円の当初予算をとった。これはなぜなんでしょうか。19戸ありながら、当初予算は600万しかとらなかつた。何か理由があるんですか、これは。それから、現在何戸直してるのか余りはっきりわからなかつた。3戸か4戸だけやと言うとったけども、600万円で3戸か4戸直したんでしょうか。

それから、募集を何戸したのか。これも3戸か4戸ですか。今後、13年度で何戸募集して、これから13年度中に何戸直すのか、これもはっきりわからない。現在何戸直して幾らかかったのか、教えていただきたいと思います。

副議長（東 重弘君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 予算編成は、19戸の空き家がございました。これに対しての所要の改修費を積算いたしまして予算要求したわけですが、修繕につきましては、入居をされている方の営繕もやらなければいけない。また、新たに入っていただく方のための空き家の修

繕もしなければならない。この需用費の枠内で我々は検討しながら住宅管理を行ってるわけでございますんで、なぜ600万円かということは、これは我々は決められた予算の範囲内でバランスよく住宅管理をするということでございますので、600万円を新しく入っていただく方、部屋がえの方について充当しておるということでございます。これについては5戸を改修いたしまして、9月に募集をしたわけでございます。

募集の倍率と申しますか、高い部屋で7倍、また低い部屋で3倍の募集率でございました。これからまた9月に補正をいただいた600万円についての改修をするわけでございますんで、5戸程度の改修を行いたいということでございます。

副議長（東 重弘君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 貴重な時間ですので、中途半端な答弁はしないでください。今、修繕、修繕とおっしゃったけども、当初予算で部屋を直すのが600万と、それから修繕に520万とってるんでしょ、当初予算は、1,120万とってるんでしょ。9月度に補正予算で600万とってるんでしょ。どこを直したかというのを聞いてるんです。どこをどう直したかというのを聞いてるんです。現時点で何戸直したのか、次の募集はいつなのか、次の募集で何戸募集するのかということ聞いてるんです。そこらがぼやけて何やさっぱりわけわからん。現時点で何戸直したんですか。資料をもらってますけども、現時点で何戸直したんですか、はっきり言ってください。

副議長（東 重弘君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 空き家募集にかかわる営繕、これにつきましては当初予算で600万円を計上いたしましたので、それで5戸直しました。これについては、部屋がえの方については3件、それから新しく入居される方については2件、これについては9月に対応いたしました。また、9月の補正で600万円お願いをしましたので、これにつきましては空き家になっておる住宅を改造いたしまして、新しく5件程度の入居を検討しておるところでございます。

それと、一般の営繕に係ります予算については、550万当初予算で計上させていただきました。

これについては、日常生活に支障がある改修を行ったということでございます。

副議長（東 重弘君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 確認しますけども、各部屋の予算を600万とって5つ直したとおっしゃいましたが、これ間違いはないですか。5つですか。5戸ですか。その当初予算の600万で、営繕は別として、これを5つ直すのに600万円かかったと、それは間違いはないんですね。そしたら、1つ百二十何ぼになるの。計算でけへん。ちょっと計算しようか。百二十何ぼになりますね。

これ、一般の全国の府営、市営の住宅の修繕が何ぼかわかりますか、あなた。わかって注文してるんですか。大阪府が府営住宅を直すのに何ぼか、大阪府下の平均で、そら安いのは20万ぐらいもあるでしょう。最高高いのが70万ぐらいでしょう。平均して何ぼやわかりますか。百二十何万というのは、これ考えられない。3倍ぐらいと違いますが、これ。

それで何とも感じませんか、あなたたち。高いとも安いとも、何とも感じないんですか、それで。大変な額ですよ。それをあなたたちは平気で市民の税金をそういう使い方をされるんですか。府営住宅、市営住宅の全国の平均が何ぼや言うてください、わかってんねやったら。わからんとやってるんですか。言うてください。

副議長（東 重弘君） 山内都市整備部長。時間ですので簡潔に。

都市整備部長（山内 洋君） 私どもは泉南市の市営住宅を管理しておるわけでございますんで、府営住宅の平均とか、ここらは把握しておりません。ただ、市営住宅、かなり老朽化してる部分がございますので、1戸当たり平均すれば先ほども言いましたように120万ぐらいになります。実際長らくいわゆる空き家になってる部分、これの改修については300万ぐらい要するというところでございます。それと、今まで平成9年度まで3カ年で大規模改修しておった号棟、これについてはかなり低額の改修ができるということでございますんで、一概に高いという部分は、これは言えないのではないかなと思っております。

副議長（東 重弘君） 奥和田議員に申し上げます

す。時間が来ておりますので。

8番(奥和田好吉君) 今の答弁では120万が決して高くないと言っておりました。余りにもひど過ぎるこれは。むちゃくちゃです。担当の部長がこういう姿勢で市民にどう答弁するんですか。余りにも今の答弁については納得できない、これは。

副議長(東 重弘君) 質問者に申し上げます。時間ですので、お座りください。

8番(奥和田好吉君) 以上で終わります。

副議長(東 重弘君) ただいま教育長から答弁の内容について変更の旨の申し出がありましたので、許可します。亀田教育長。

教育長(亀田章道君) 先ほど奥和田議員さんに御答弁申し上げました中で、司書教諭と図書館司書という形で少し私の方の答弁の仕方がまずいところがありますので、もう一度このことについて答弁申し上げたいと思います。

司書教諭でございますけれども、この分につきまして平成14年度、今小学校で40名、中学校で5名の免許の保有者がございますので、現任の教諭の配置を14年度から発令を実施して行う予定でございます。

それから、図書館司書につきましては、これは先ほども答弁申し上げておりますけれども、図書館司書につきましては近隣の市町を見まして、配置された学校に効果が上がっておるということでございますので、厳しい財政状況のもとでありますけれども、優先順位を教育委員会で検討いたしまして、課題解決のために配置ということで努力をしてまいりたいということでございますので、その点御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

副議長(東 重弘君) 以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

次に、2番 竹田光良君の質問を許可いたします。竹田君。

2番(竹田光良君) 皆さんこんにち。公明党の竹田でございます。くしくも、公明党が3人続いてしまいました。私が最後でございます。同じ公明党ながら、少しやりにくい雰囲気になっておりますが、元気いっぱいさしていただきたいと思

います。

議長のお許しをいただきましたので、平成13年第4回泉南市議会定例会の一般質問をさせていただきます。

いよいよ、本年21世紀という新世紀最初の年も残すところ10日余りとなりました。既に御存じのとおり、先日、日本漢字能力検定協会が発表しました2001年「今年の漢字」ということにつきまして、「戦」という字に決まったそうです。米国同時多発テロで世界情勢が一変したのを初め、リストラ、就職難、狂牛病などで国民生活も戦場になったことなどが理由だそうで、もちろん反対に大リーガーのイチロー選手やマラソンの高橋尚子選手が戦いの末に大記録を樹立した明るい話題も挙げられたそうです。ちなみに、2位は「狂」、3位は「乱」となっているそうです。いずれにしろ、華やかな新世紀開幕の年とはいかず、大変厳しい世相を反映しているように思えてなりません。

特に、「戦」を選んだ理由の1つに、あの9月11日に起こった米国同時多発テロについては、世界が震撼し、今もって深い傷となっております。私自身、最近非常に感じますことに、確かにテロによる無差別・大量殺りくの恐怖もさることながら、日本国内にあっても特にバブル崩壊後、平成の大不況も追い風となりました。本当に世の中が殺伐としているように思い、その傾向が年々増加の一途をたどっているように思われてなりません。

本年においても、ほぼ連日にわたりテレビ、新聞の各報道において多くの事件、事故、事象による殺人、自殺等によるとい生命が失われていることが非常に多いと思われま。ある日突然、自己の目的達成のために平気で人を傷つけ、殺人に及び、また無抵抗で最も弱者な者に対しての暴力等々、底の見えない経済の不況、環境問題、福祉、教育等々、たくさん問題を抱えています。そういった昨今の情勢であります。生命尊厳、人間主義という原点こそ決して見失ってはならないものではないかと私は切に思います。私は、特にこれからの時代を担う青少年の教育については、生命尊厳、生命のとうとさをしっかり学ぶ教育を心から願うものであります。

さて、早いもので、ちょうどこの12月議会で私が初めて質問させていただいてから1年がたちました。大変な緊張の中、自分で言うのもなんですが、たどたどしい質問をさしていただいたのは、本当にきのうのこのようにはっきりと記憶に残っております。1年があつという間に過ぎ去り、今思いますのは時の大切さであります。

特に、議員として頑張らせていただくには、この時を自分のためではなくいかに地域のために、泉南市のために有効に価値的に使わなければならないかを痛感いたしております。まだまだ勉強不足であり、微力ではありますが、この時を大切にしながら、しっかりと自分自身と戦いながら精進していくことを改めて決意いたします。

それでは、通告に従い、大綱4点について質問をさせていただきます。

大綱第1点目は、新家悪臭問題についてです。

今や新家周辺にとどまらず、泉佐野市、田尻町、そして広域にわたる泉南市への悪臭の影響は大変大きなものがあり、一刻も早い解決が望まれています。本年も結果的には何も解決されないままとなりました。特に本年は、当該事業者からの改善計画により工事が着手されたものの、再三の工事遅延によりいまだ工事の完成には至っておりません。

御存じのとおり、泉南市の公害防止と環境保全に関する条例の第1条の目的には、「この条例は人間優先の理念にのっとり、公害の防止その他生活環境保全に必要な事項を定め、もって市民の健康で快適な暮らしを保護することを目的とする。」とあります。この悪臭による被害は、甚大なものであります。健康を損ない、快適な暮らしを決して送れるものではありません。その大きな期待を寄せられている改善計画工事が再度おこなわれているとお聞きしましたが、その進捗状況をお聞かせください。また、当市の今後の対応についてもあわせてお聞かせください。

大綱2点目は、IT講習会についてです。

この問題については、さきの6月議会にも質問させていただきました。そのときは大変な反響であったとお伺いし、私自身も何人かの受講者にお話をお伺いしたところ、参加して本当によかった

との意見が多くありました。ちなみに、お隣の阪南市では、今でも各公民館は満杯で講習会を実施しているとお話を先日お聞きしました。当市では、現在は当初のような受講者数ではないようですが、これまでの講習会の状況を簡単にお聞かせください。

また、いよいよ残り3カ月となって、今後の講習会についてどうされるのか、また来年度についても受講者の中には今後も継続して講習会を実施してほしいとの要望も多いそうですが、どうされていくのかをお聞かせください。そして、予算的なこともあると思いますが、もし継続して講習会を予定されているとすれば、そのときのパソコンの活用についても今後どのようにお考えか、あわせてお聞かせください。

大綱3点目は、関西国際空港についてです。

世界の玄関、空の玄関として、泉州沖に華々しく開港した関西国際空港もはや7年がたちました。小泉政権が発足し、その目玉とも言うべき特殊法人の改革、公共工事の見直し・削減、また米国同時多発テロによる航空業界の厳しさが伴い、今関西国際空港は大変な岐路に立たされているものと思われまます。

私も先日、関空へ所用で行ってきたのですが、時間帯も影響していたのかもしれませんが、飛行機の数の少なさ、人の流れの少なさに正直驚きました。ターミナル4階の国際線出発カウンターの付近も以前のような人込みもなく、従業員の方にお客さんが少ないですねと思わず声をかけると、最近はこの感じですよというような答えが返ってまいりました。本当にあのテロの影響が大きなものだと改めて痛感いたしました。一刻も早くテロ事件の後遺症から立ち直り、以前のような、いやそれ以上のにぎわいが関空に戻ることを願うものであります。そんな状況の関西国際空港についての新聞の報道が休みなく掲載されています。現在の2期事業の進捗について1点目にお聞かせください。

実は、さきの9月議会において私はこの関空問題を質問させていただいた折、関空島という島とつくものを1民間会社が所有するという内容のことを発

言いたしました。その後、上下分離方式というものが大きく取り上げられるようになり、私自身少々驚いています。ちなみに、だれも誤解されないと思いますが、当然国土交通省に上下分離などと私は言っておりませんし、そんな案も思い浮かびませんが、その上下分離方式と関空会社の民営化について、新聞の報道では少々難しくもあり、具体的に一体どうなるのか、どういうものなのかをお教えてください。

大綱4点目は、市町合併問題についてです。

この問題については、御存じのとおり市民の多くの方々が関心を寄せております。市長は本年、本市と阪南市、岬町とともに泉州南広域行政研究会を具体的に立ち上げ、現状の調査研究を行っていくとこれまでも答弁をされております。現在、その調査研究中だとは思われますが、合併特例法のリミットを考えても、いよいよ目前に迫っているのではないかと思います。

しかし、なかなかその情報が我々には入ってまいりません。よって、この市町合併における調査研究の現在の進捗状況というものがあればお聞かせください。また、今後この情報について、先ほども申しましたように、大変多くの市民の皆様が情報を求めています。今後の進め方と同時に、市町合併の情報開示をどうされていくのか、午前中とダブる部分でもありますけども、お教え願いたいと思います。

以上で私の壇上からの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） ただいまの竹田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 竹田議員の御質問の中の市町合併について御答弁を申し上げます。

市町村合併問題に係ります現在の進捗状況と今後の進め方について御答弁を申し上げます。

地方分権が実行の時期に、時代に入りますとともに、合併特例法が期限つきで改正される中、市町村の今後のあり方が問われていると同時に、市民の方々にとっても大きな問題であると考えております。

そのため、本市におきましては阪南市、岬町と本市の2市1町で合併特例法の期限を見据えなが

ら合併や広域的な連携についての諸課題について、検討や一定の地域で合併も視野に入れたシミュレーションとしての研究を行うため、泉州南広域行政研究会をことし5月に立ち上げをいたしました。

この研究会では、現在各市町の現況調査を行っておりまして、今集約作業をしているところでございます。すなわち、それぞれの項目につきまして泉南市、阪南市、岬町として項目を埋めていって、1つのフォーマットに集約するという作業を進めております。

一方、府におきましても府独自で本地域で市町村合併ケーススタディー調査も実施され、今年度末にも調査結果が出される予定であるというふうに聞いております。また、今後の進め方については、今後発表される府のケーススタディー調査の結果を参考にしながら、現在作業を進めております各市町の現況調査の集約を完了し、合併、広域的連携に係る課題の抽出作業に進めてまいりたいと考えております。

御質問にもありましたように、市民の方々のこの合併問題への関心度も時を重ねるにつき高くなってきておりまして、11月26日に本市のあいぴあ泉南で社団法人泉南青年会議所主催で学識経験者を招いての勉強会も開催をされております。私も出席をいたしました。

本市といたしましては、このような状況下にあります、合併問題を初め広域的連携について、今後広報を通じて速やかに情報提供し、議会を初め市民の皆様とともに研究をしてまいりたいと考えております。当面、市町村合併等の広報といいますが、今までわかっている範囲のことについて順次連載という形にはなるかというふうに思いますが、広報でまずお知らせをしていきたい。そして、府のケーススタディー調査等がまとまります来年3月には、当然それらの結果も踏まえて情報の開示をしていきたい。その上で多くの皆さんにまた議論をいただきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

私の方から、新家悪臭問題について御答弁申し上げます。

改善計画の進捗状況ですが、新たな飼料化施設に続いて全自動肥料化システム施設が8月30日完成し、8月30日に試験運転を行い、9月から稼働されておるところでございます。この施設の完成によって、今までの野積みになっていた屋外堆積物の処理が早くなりますので、野積みの解消に期待できると思っております。

また、堆肥舎につきましては屋外堆積物を敷地内移動させて堆肥舎建設の基礎工事まで進みましたが、建築確認の作成に日にちがかかり、11月9日に建築確認申請が府審査を通過いたしましたところでありますので、堆肥舎の進捗状況は予定よりおくれしている状況にあります。今後とも、大阪府、泉佐野市と連携をとりながら進捗状況を監視してまいります。

なお、堆肥舎が完成しますと、屋外堆積物を建物の中に入れる計画でありますので、今より効果が期待できると思っております。

今後の対応についてであります。これらの施設の完成後に悪臭防止法に基づく臭気測定をし、防止施設効果を把握し、大阪府及び泉佐野市とも連携して改善指導を行ってまいりたいと考えております。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） IT講習会についてお答えを申し上げたいと思います。

本市におきましては、本年度から樽井、信達、新家、西信達の4公民館と埋蔵文化財センター、青少年センターの計6カ所で講習会を実施しております。4月から11月までの講習結果の状況を報告させていただきますと、募集総数が1,850名で応募総数が2,121名ということで、倍率といたしましては1.2倍となっております。

続きまして、2点目の今後の講習内容についてであります。第2回の定例議会で議員からの御質問に際しまして御答弁させていただきました高齢者の方を対象とした講座、あるいは一時保育つき講座、障害者の方を対象とした講座の実施状況を報告させていただきます。9月に埋蔵文化財センターで、65歳以上の方の優先的受講をしてい

ただくということを開設いたしました。また、11月には樽井公民館で実施しました。また、一時保育つきの講座につきましては10月に埋蔵文化財センターの方で実施いたしております。また、視聴覚障害者の方を対象としまして11月に同じく埋蔵文化財センターで実施いたしております。今後も市民の方々のIT講習に対しまして、多様なニーズにこたえるべく可能な限り努めてまいります。

3点目の質問でございますけれども、今後のパソコンの機器の活用についてであります。平成14年度におけるIT講座の実施計画としましては、公民館4カ所と青少年センターで予定しております。他方、各関係部署と十分調整を図り、パソコン機器のより以上の有効活用を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 私の方から、関空問題について御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、2期事業の進捗でございますけれども、関西国際空港を我が国を代表する国際ハブ空港に育て上げるには、3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が不可欠であるというふうに考えております。当面、第7次空港整備計画において最優先課題として位置づけられております4,000メートルの滑走路を整備する2期事業が円滑に推進されることが求められております。

さて、この2期事業につきましては、護岸総延長13キロのうち、ことし11月には9.7キロが概成をし、記念式典も挙行されるなど、工事は順調に進捗しております。

ところで、昨年12月に当時の宮澤大蔵大臣と扇運輸大臣によって2期工事の一部圧縮や経営体制のあり方を見直すことを条件に、2007年の供用開始に合意する覚書が締結されております。

それを受けて、経済界や地方自治体等で設立している関西国際空港全体構想促進協議会がその内部に関西国際空港の事業推進方策に関する検討会議を設置して議論を進めるとともに、本年8月には促進協が効率的な整備と安定的な事業の推進を図ることができる体制を構築すべきであるとして

2期事業の見直しを決定し、11月には検討会議が事業推進方策の最終案を作成し公表したことは、御承知のとおりであります。

一方、国土交通省は、11月に関西・成田・中部の3国際拠点空港を対象とする上下分離案の最終案をまとめましたが、9月11日の米国同時多発テロを原因とする需要の落ち込みを理由といたしまして2期事業の供用開始延期の考えが突如表面化したしました。その後も、本市も含めた地元側の供用開始遵守の精力的な要望活動や、また関係2府7県選出の与党3党による推進議員連盟の設立総会と要望行動などの動きの中で、一たん延期の考えは終息したと認識しておりますが、年内の政府による特殊法人の整理合理化計画の決定や来年度国家予算の内示まで事態は非常に流動的であります。

直接関西国際空港に係る本市といたしましては、地元と共存共栄する関空建設の理念の実現を求めつつ、2期事業の確実なる進捗と引き続き全体構想の早期実現に向けて、従前以上の活発な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、上下分離案と民営化について、どういうものかという御質問でございますけれども、国土交通省は本年9月に試案として発表いたしました上下分離案については、11月に最終案をまとめました。この案は、「国際拠点空港の整備及び管理運営に関する経営体制の見直し」と題するもので、関西・成田・中部の3空港を対象とします。上限分離案の主な内容を簡潔に言えば、次のとおりであります。

3つの国際拠点空港について管理運営を行う上物と下物に分ける。上物にはそれぞれの空港に法人 民間企業を設置し、旅客・貨物ターミナル、給油施設を保有する。上物法人は、土地・基本施設を下物法人から使用権を得て管理運営し、空港使用料、直営事業を収入にして事業を実施する。下物には各空港を統合した独立行政法人等の公的法人を設置し、土地及び基本施設を整備・保有するとともに上物法人に使用させる。下物法人は、上物法人から支払われる使用料を収入として空港整備に係る債務の償還を実施する。なお、各空港

の経営責任を明確にするため、下物法人には各空港ごとに区分勘定を設けるとともに、供用開始時期の違いなどコストのアンバランスがあることから、各空港勘定とは別に勘定を設置し、債務償還を行うとなっております。

では、上下分離にはどのようなメリットがあるかと申し上げますと、上物法人の早期完全民営化を実現し、経営の合理化、効率化を図るとともに、空港間の競争によるサービスの向上により利用者の利便が向上する。着陸料の引き下げも可能となる。各空港間の競争条件の平準化が下物法人の統合により可能となるとしております。現時点では、下物法人における区分勘定等、まだ詳細が明らかになっていないことがございますが、私どもはこの上下分離案そのものについては基本的に歓迎いたすものであります。

それと、関西国際空港は御承知のように特殊会社でございまして、特別法に基づいて昭和59年10月に設置された株式会社で、資本金の66%を国が出資しています。国の特殊法人の整理合理化計画で作業の中でございまして、関空が俎上へ上がっているようですが、今後の動きに注目したいというふうに思っております。

ところで、このほど、先ほど申し上げましたように国土交通省が関西・成田・中部の3国際拠点空港を対象とした上下分離案をまとめておりますが、現時点では詳細が明らかになっていない部分もありますが、案を見る限り関空にも上物の民間会社が設置され、3空港に係る統合された下物法人から土地・基本施設の使用権を得て管理運営することとなります。さらに、早期に完全民営化されることとなります。したがって、今の関空会社については、そのまま上物法人に衣がえするか、あるいは一たん解散をして改めて新会社が設立されるかなど、詳細について今後も情報の入手に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） それでは順次再質問させていただきます。

まず、新家悪臭問題からさしていただきたいと思っております。先ほど答弁いただきまして、その中で

今回もやっぱりおくれてるというようなお話がありました。その中で、建築確認の要は書類上の問題でおくれてるというようなお話があったんですかね。ちょっとその辺わがりにくいんで、もう少し具体的に説明いただきたいんですけども。よろしくをお願いします。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。
市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）
御質問にお答えいたします。

堆肥舎の建築確認の申請でございますが、私も泉佐野市から聞いておりますところでは、水路明示、それと泉南市と泉佐野市の境界等の測量等のあれで日にちがかり、おかれてるということをお泉佐野市から伺っております。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） としますと、水路の明示であるとか、またその境界の問題で書類的なものがおくれたという解釈でよろしいんですかね。よろしいんですか。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。
市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）
泉佐野市の方からはそういうふうにお聞きしております。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） としますと、前回、9月の議会で質問させていただいたと思うんですけども、理由はいずれにしろ、大変またおかれてる、遅延してるということは変わらないと思うんですけども、前回のときは次長じゃなかったと思うんですけども、部長の方から雨が原因でおくれたんだというようなお話があったと思うんですよね。

今回は書類上のそういった不備であるというようなことで、何かいつも部長なんか答弁いただいているのは、しっかりといろんな意味で指導、申し入れをしていくというようなお話があって、そんな中でいかにも雨であるとか、自然的なものは仕方がないと思うんですけども、今回の書類的な分とか、非常にケアレス的なミス傾向が多いんじゃないかなというふうに思うんですよね。その辺、しっかりと理事者の方から指導していただいて、一日も早い完成を待ち望んでの方が非常に多い。そういった対応をお願いしたいと思います。

実際、おかれてるということは工事に取っかかってないと思うんですけども、今はその工事自身はもう再開されてるんですか。それと、もう1つ、再開されたら今度はいつ完成予定になってるのか、その辺つかんでましたらお答え願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。
市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

堆肥舎の建設のおくれにつきましては、先ほども申しましたように建築確認の申請に日にちがかりおかれてるということをお泉佐野市から伺っております。

堆肥舎の工事につきましては、一応基礎工事はでき上がっておりまして、あと建築確認がありましたので、これに対して事業者の方は早期に完成をしていきたいというふうにご言っているところでございます。結局、改善計画につきまして、当初から考えますと4カ月ほどおけておりますので、そういう点早期に我々も事業者の方に申し入れを行っているところでございます。そのために幾らかの臭気が出ているのも事実でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） ちょっと具体的に日にちがわかってればお願いしたかったんですけど、そのために臭気出てるのを御理解というようなお話もありましたけど、これ大変、理解する、しないというような問題じゃないと思うんですよね。前回もちょっとあれしましたけども、12月だけでも1日、2日、6日、7日、8日、14日、15日、ほとんど毎日においが出てるわけでありまして、きょうも恐らくその周辺の方も来られてるんだと思うんですけども、前回もやっぱりおくれた中で、しっかりとその辺指導していくというようなお話もあって、結局11月に延びてしまって、それがまた延びてしまって、これはもう年を越えるのは間違いないと思うんですけども、もうちょっとその辺、毎回同じことなんかもしれませんけど、しっかりとした指導をもって対処していただきたいなというふうに痛切に感じます。

その中で、先ほど答弁もありましたけども、臭気測定というのもまた毎回そうなんですけども、

今ほとんどはやってほしいなと思うんです。完成した後、完成した後ということなんですけども、これ、もし延びてしまって来年度に行った場合、来年度についてもきっちりその辺は臭気測定をやっていただけるんですか。その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。
市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

臭気測定についての御質問ですが、これらの改善計画が当初より屋外堆積物を敷地内移動させながらの計画でありますので、臭気の出ることにつきましては説明会などでも報告してあるところでございます。今、臭気測定をしても参考にできないということをおもっております。この改善計画が完了後に臭気測定を実施し、防止施設効果を把握した上で大阪府及び泉佐野市と連携しながら改善の指導を行ってまいりたいと考えております。これにつきましても、14年度にまたがりましてもその臭気測定は実施したいというふうに思っております。

以上です。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） そうしましたらもう1点、測定について、例えば2月、3月ぐらいでできたと、そこで臭気測定をやったと。にもかかわらず継続して 来年度の話になってしまいますけど、臭気測定も今のところは予定されてるというふうにも理解してもよろしいんですか。そうでなかったらそれをお答えいただきたいんですけど。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。
市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

臭気測定でございますが、本年の2月、3月で終わりますと、現予算におきまして対応するべく準備をしているところでございます。これがちょっとおくれてまた14年度ということになりますと、14年度予算で対応していきたいということでございますので、その点御理解のほどお願いしたいと思います。そして、その臭気測定の結果でございますが、大阪府の御指導をいただきながら泉佐野市とともに連携を密にして協議しながら対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 毎度毎度同じような話になってしまうんですけども、先々日ですかね、ちょっと前にも、たしか市の方にものすごい苦情があったと思うんですね。そういうふうにお聞きします。そのにおいをかがれてる住民の方というのはやり場がなく、どこへ持っていくといえやっぱり市に電話するしかない。府もあるかもしれませんが、佐野に電話する方もおられるかもしれませんが。

ある人にお伺いしたら、きょうは本当にたくさんの方からお怒りをいただいてということで、おしかりをいただいているということで、非常に丁寧に対応していただいたというようなお話もお伺いしましたけども、要はこういうことがずうっと何年か年続いていっているのが現状であって、当然そのにおいをかぎながら住んでいる方々、市民の方々ですね も大変だと思いますし、それを受ける理事者もやっぱり大変だと思うんですけども、何とかしっかりと毅然とその辺やっていただいて、特にきょうはあれですけども、前に部長答弁いただいたときには、要はこの改善ができた場合にはやっぱり70%か80%軽減できるんだと。実際そうならないとわからないと思いますけども、大変注目されておりますんで、どうかその辺しっかりとした対応でお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、IT講習会について質問させていただきます。

先ほど答弁いただきましたように大変好評だということで、来年の話も出ました。少し確認させていただきたいと思うんですけども、先ほどの答弁では引き続き5カ所でやるというような話でありましたけども、5カ所で間違いはないですか。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 現在のところ5カ所をやりたいということで検討させていただいてるところでございます。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 1つ具体的にお聞きしたいんですけども、その5カ所の中で今回のこの講習会、今年度については内容的には大変初期の、ほ

んとに今までパソコンのバの字も知らないような
そういう方が来られて、もう手とり足とりみたい
なところからやられたとお聞きするんですけど、
来年については今のところ予定ではもう少し中級
であるとか上級であるとか、その辺を考えられて
ということだとお聞きしてます。

ただ、もう1つは、せっかくのパソコンですの
で、やっぱりインターネットという大きな問題が
あると思うんですけども、そうすると全館全部イ
ンターネットで接続をされているわけなんですか。
その辺ちょっとお聞かせください。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 現在、接続されて
おるのは樽井公民館ということになりまして、今
後も来年、議員おっしゃるとおり初級、それから
やはりワンステップ踏んだ中級と、インターネット
ができると、そのあたりのことも考えまして、
そういうようなことでやってみたいというふう
に考えております。今現在、検討中でございます。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） そうしますと、樽井のみが
インターネットできるということは、ほかの公民
館についてはできないということで、それは当然
だと思うんです。そうすると、そのバランス的な
ことが非常に疑問的なところがあるわけなんです
けども、当然つないでインターネットを開いてい
く。ひょっとしたら中には、これから自分のホー
ムページなんかを開設したいということで、そうい
った講習もしてくださいというようになったとき
に、樽井だけしかできないというようなことにな
ると思うので、その辺はいかがお考えなのか、ち
よっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 公民館を中心に現
在考えさしていただいておりますけれども、樽井
が浜手の方になります。現在そういう接続の関
係とか、また予算的な中身もありまして、そのあ
たり講師の関係もございまして、講師につきまし
ても現在公民館の有する予算でどれくら賄えるか、
それとボランティアの協力も得たいというような
考え方の中で、できるだけ初級、中級を分けた中
で工夫を凝らしてやってみたいというふうに考

えてます。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） そうしますと、もう一度確
認させていただきたいんですけども、今回は一斉
に同じようなマニュアルで同じような講習会だっ
たんですけど、来年のことなんでまだこれからい
ろいろ予定も変更あると思うんですけども、今
のお話をお聞かせいただくと、場所によってやる講
習が変わってくるんだと、違うんだと。例えば、
一方で樽井の公民館ではインターネットを接続し
て使ってやってると。他の公民館ではまた別の、
例えば1つの違うソフトで、例えばワードなんか
を使って文章的なものをやるとか、そういった講
習会になる予定だということなんですか。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 今いろいろ検討中
でございまして、今こういうような形でやるとか
いうようなのは決まっておりますので、その
あたりでの各公民館と講師のこともございまして、
総合的にそのあたりを組んで公民館講座とし
てやっていきたいというふうに考えておるとこ
ろでございます。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 樽井のみがケーブルが接続
できてインターネットができるということなん
ですけども、他市は他市なのかもしれませんけど、
例えば阪南市なんかでも何カ所か公民館使って
るんですけど、全公民館でもともつないでるら
しいんですね。インターネットができるようにし
てみたいなんです。

本市でもそれは、そら施設的なものとかいろい
ろあって、できるところできへんところがあった
と思うんですけども、今のところ樽井しかしてな
いということで、やっぱりそういうふうな初めに
接続できるところ、できへんところ、選別もある
と思いますけど、やっつくというのは非常に大事
な部分じゃないかなと思うんですよね。

ちょっと話を変えて、パソコンもそうなんです
けども、パソコン自体も今全部で160台余りあ
ると思うんですけども、その分全部そしたらその
まま各公民館で置いて、そしてやっていくとい
うことよろしいんですか。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 現在、パソコン機器を有しておるのは126台でございます、この中で先ほど5カ所と申しましたけれども、できるだけその機器を生かした形でという形でやっていきたい。具体的な中身では今現在こういうようにするんだというふうには決まっておりますけれども、そこを現在検討させていただいております。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 済みません、126台ですね。いずれにしても、今のところはなかなか来年度のことで予算的なこともあるんであれだと思いますんで、大変有意義な講習会だったと思いますんで、私もぜひ中級であるとか、また先ほどもちょっとお話ししましたが、例えばホームページをつくってこういうみたいなそういう講習会がまたできるなら、ぜひ参加したいなと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

済みません、1つ飛ばして、ちょっと市町合併の方に先に行きたいと思うんです。きょうは朝からこのお話もありまして、情報開示をしっかりといくんだというようなお話もありました。非常に大事な情報をこれから開示して提供していくというのは、非常に大事なことだと思います。私もよく聞かれまして、一体どうするんやと、これからどうなっていくんやと。

早い人は、泉南市、阪南市、岬町なんで、当然本庁なんていうのは阪南市へ持っていくんかというような話があって、そんな遠いからかなわんというような方もおられるぐらいで、いやそういう話じゃないですよということでもささせていただいてるんです。

きょうも朝からお話があったんですけども、1つ気になるというのはあれなんですけども、これから順次情報を要は開示していくんだというあれなんですけども、確かに関心自体は非常に高いと思うんです。ただ、関心は高いけども、それが即賛成、反対というのはまた別だと思っすよな。だから、そういった意味では、やっぱりその辺のところ、調査なんかもこれから非常に重要だと思うんですけども、その辺はこれからどういうふう

にお考えになってるのか、少しお聞きしたいと思うんですが。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まだ緒についたところですから、とにかく共通のいろんなデータ収集というところをやっておりまして、一方で大阪府の方で1つのケーススタディーとしてこの地域がもし合併した場合のメリット、デメリット、あるいは財政的なシミュレーションとかまちづくりの1つの進め方とございますか、そのあたりの調査をしていただくことになっております。これはなかなか1市ではできませんので、やはり複数市でやるか、あるいは府なんかでやっていただくかということで、今回は一応大阪府の方でやっていただくということになっております。その内容については、逐次お知らせも当然していくということでございます。

まず、我々は、そういうもし市町村合併した場合のメリット、デメリットとか、その辺をきっちり我々自身も議会の皆さんも、そして市民の皆さんも正しいデータに基づいて理解をいただいて、その上でどの方向がいいのかというのは、それからまた先に考えていけばいいというふうに思っております。

まず、その資料の作成、情報の開示に今努めてるわけです。これが今年度いっぱいですから、来年3月ぐらいまでかかるというふうに思っております。その間、今までのいろんな資料、大阪府も調査されておりますから、そういう内容についての基本的なことについて我々の広報等で順次お知らせをしていきたいと、このように考えております。

それから先は、当然一定の手順、手続が法律でも決められておりますし、場合によっては当然アンケートということもあるというふうに思いますが、今のところはそれらを意見を聞く前に持てる資料なりで十分と基礎的な御理解をいただいた上で次に進んでいくと、こういうような形にしたいと、少なくともそこまでは我々の当面の責任ではないかと。合併特例法の期限もあるわけですから、一定それを見据えながら我々としても準備をしているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） わかりました。ありがとうございます。ただ、1つ気になってることがありまして、市町合併というのはだれのためかといったら、当然市民の方のためという、これは大前提であり、原則だと思っんです。そんな中で、私も今こうやって質問をさせていただいてまして、議員が大体質問されるのは、当然各議員の考え方であるとか、そういったものがあると思っんですけれど、1つに私なんかやっぱりいろんな市民の皆さんと触れ合いながら、その中で出てきた話で、一体どう変わってるんだということ、ある意味代弁者的な、そういう立場でもさせていただいてる部分もあると思っんですね。

そういった中で、この間同僚というか、同じ党の阪南市の議員にお聞きしたときに、阪南市については、今回の議会についてもこの合併なんていうのは一切話が出てない、質問も全くなかったんやというような話が1つありました。お聞きしますと、阪南市の市長さんは議会でも明確に合併はないんだというような、そういうような答弁もされたというのもお聞きしています。

そうすると、今のところ市長のお話によると、阪南市、岬町だけに限ってなく、幅広くというよなお話もありましたけども、今やってる、粹的にいえば阪南市というのはほんとに大事なパートナーというか、そういう位置にあると思っんですけども、その辺非常に温度差があると思っんですよね。これもやっぱり埋めていくのは大変な作業だと思いますし、そういうところを少しどう考えておられるのか、お聞きしたいと思っます。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） お隣の議会のことですから差しさわりがあるといけません、質問はされておられると思っます、ある方。私とこにも来られましたからね、いろいろ。結論といっますか、そのやりとりの結果はまだ聞いておりませんが、質問は確かにされておられるはずでございます。

それから、この2市1町研究会をつくったというのは、当面3人の市長、町長が合意しての話でございます、それはきちっと統一見解として、合併特例法の期限も見据えて、将来合併も視野に

入れた中での広域行政を積極的に推進するという、この3つあったと思っますが、合意をやっているわけでございます。

一方、3人集まったところでそういうふうにおっしゃって、また別のところで違うことをおっしゃるといっるのは、いささかこれは政治理念としてどうかという気はいたしてあります。もし将来ともそういうことに全く対応しないといっるのであれば、それはまたそれではっきりとおっしゃっていただいたらいいんじゃないかといっふうに思ってあります。

私、会長を務めさせていただいておりますので、そういうお話があればまた話し合ったらいいといっことでございますが、我々の方にはそういう声は聞こえてきておりません、少なくとも言行一致といっことをぜひ政治家としてはお願いをしたいものだといっふうに思ってあります。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 実際、私もお聞きしてきた話です、その辺は他市の議会のことなんです、これ以上はあれだと思っんですけども、合併についてもう1点ちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、時限的な意味と、リミットがあるといっことで、2005年になるんですかね、3月末といっことで。当然、いろんな資料をいただいでる中で、これからまた本格的にもしなるとすれば協議会設置であるとか、割と年数を他市なんかを見ますと非常にかけてます、2年、3年と。

そうなってきますと、5年といっことで、3年といっ意味じゃ、もう来年なんて非常に重要な年になってくるんじゃないかなと思っんです。それが今調査の段階である。また、大阪府のそういった自分でやってるものを出してから徐々に出していくんだといっくと、これ時限的に、リミットの見て非常に足りないんじゃないかなと。別に私は今推進すべきだとか何だとかいっ意味じゃなくて、単純にそういうふうな逆算していくと、非常に時間的なものがほんとに限られてきてるんじゃないかなと思っんですけど、最後にその辺のところはどう考えられてるのか、お聞きします。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 合併特例法が2005年3

月期限ということでございまして、その法律そのものがそこで本当にすべて失効してしまうのか、あるいは若干事情によっては延長されるのか、あるいは個別対応の状況によって適用可能なものにするのか、そのあたりはまだ一切わからないわけでございます。過去の例を見ますと、若干延長されたという経過はあるんですけども、今回はどうなるかまだわかりません。私も今の総務省ですかね、自治省には質問したことがあるんですが、今のところは延長あるというようなことは言えないと。これは当然だというふうに思うんですが、若干含みのあるようなお話も聞いております。

一方で、我々が今緒についたところのことと、今の2005年3月という、確におっしゃるようにもう時間はないと思いますね。ですから、それは今後本当にメリットの方が大きければ積極的に進めていったらいいというふうに思いますし、そんなに効果がないということであれば、それは慎重に構えればいいというふうに思っております。少なくとも、そのために一定そのあたりのことをきっちりと整理しておかないと、法律があるから進めとか、感情的に嫌だとか、そういう議論ではなくて、やはりきっちりとした裏打ちの中で冷静に判断をして、一緒になるのがいいのか、あるいはもう従来のまま行くのがいいのかということの判断ができるようなところまでは、やはり資料づくりといたしますか、データづくりをきっちりしなければいけないというふうに思っているところでございます。確かに、期限的には時限立法の期限までは余り時間がないというのは、十分承知はいたしております。

議長（角谷英男君） 竹田君。

2番（竹田光良君） もう多分時間がなくなってきてると思います。あと5分ですか。

議長（角谷英男君） 20分までです。

2番（竹田光良君） それでは、最後に関空問題についてちょっとお聞きしたいと思います。

先ほどいろいろ御答弁ありがとうございました。もうだんだん時間がなくなってきてるとは思うんですけども、先ほども壇上でお話しさしていただいたんですけども、せんだって関空の方に行ったときにほんとにびっくりいたしました。ほんとに

人も少なく、今ほんとに関空自身が勝負どきだなというふうに思います。上下分離案であるとか、それから民営化の問題等々あると思うんですけども、また中でも大変話題というか問題になっているのが3年の延長だというふうに認識しておりまして、これについては先ほどの答弁の中で、やっぱりそれは鎮静化してるということなんですけども、そうかと思えば、またぶっと浮上してくるような話だと思うんですね。

その関空の中で、私、1ついつも不思議だなと思いますのは、先ほど答弁にもあったんですけども、当然関空会社という株式会社ですけども、66%ですかね、国が株を所有してるということで、ほとんど国のあれになると思うんですけども、ただ、もっと地元の立場からいえば、関空自身もっと声を出してほしいというのがものすごくいつも思うところなんです。

例えば、本来でしたらそういう形態ではありませんけども、神戸空港なんかでもそうですし、神戸が今度2005年にできますというようなことやってたら、なかなか関空の方から、いや違う、そんなことはどうやというふうな話が出てなくて、やはり本市であるとか近隣市町、それから経済界や財政界であるとか、また太田知事を筆頭にやるんですけども、関空自身がなかなかその声が上がってこない。言えない部分もあるかと思うんですけども、そのあたりもっと関空自身も声を出して、どんどん3年延ばすんじゃないにもう絶対やるんだと。例えば2期工事をやってしまうんだというふうな、これがなぜ上がらないんかちょっと不思議で仕方がないところもございます。

そんな中で、今回1つ懸念するというのが、考え過ぎな部分もあるかもしれませんが、先ほどのお話の答弁の中では、上下分離案にした場合、下物、上物に分かれるんですよ。当然、上については完全民営化するんですよ。新聞では、そうなる非常に成田の分で要は関空の負債を補わすような、そんな話があったりするんですけども、恐らくないとは思いますが、やっぱりこれをかさに着て かさに着てという言い方はおかしいかもしれませんが、発言がおかしいかもしれませんが、だからやっぱり3年、これをする

から延ばすよというような、そんなものだけにしておいてほしいと思うんですね。そういう要請だけはないようにしっかりとその辺、当面の対岸の市として、また打って出ていただきたいなというふうに思うんです。ちょっと考え過ぎかもしれませんが、その辺についてお願いしたいと思うんですが。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先般、その3年延期のことが朝日新聞でしたかね、載った日にちょうど私も東京に行っておりまして、朝こちらで新聞を見て行ったものですから、あわせまして急遽各省、それと地元の国会議員さんを含めて全部回らしていただきました。そのときには、当然太田知事も急遽上京されておりまして、それから関空の御巫社長も急遽上京されて、やはり一生懸命同じようにお話をされておられましたのでね。そういう意味では、関空会社もやはり必死に活動されているというふうには思います。

ただ、なかなか活字として出てこないという部分がありますので、おっしゃるようにどうも動きが鈍いんじゃないかという印象は与えてるかもわかりませんが、実際はやはり一生懸命関空は関空で、我々地元自治体は自治体で、また経済界は経済界で促進協を中心と一緒に動いておりますので、その辺は御理解をしていただけたらというふうに思います。

いずれにしても、その上下分離案とかに引っかけて、要するに関西空港救済的な印象の報道もあるんですけども、それによって3年延期とかいうことにならないように、これはもう全然別の次元で、2007年開港というのは昨年大蔵大臣と当時の運輸大臣とできっちりと確認できてるわけですから、そのために関空も経費の削減を低くしたわけですから、そういう整理をした上でやっておりますので、ぜひそれはきちり2007年に開港できるようにしていただかないといけないと、我々もやはり今後とも声を大にして活動をしていきたいと、このように思っております。

議長（角谷英男君） 以上で竹田議員の質問を終結いたします。

3時50分まで休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時51分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

19番（和気 豊君） 本日最後になりました日本共産党泉南市議員団の和気 豊です。第4回定例市議会に際し質問してまいります。

これまでの自民党政治の改革を訴え総理の座についた小泉首相は、その人気とは裏腹に、リストラ支援で失業率を史上最高の5.4%、大阪では6.5%に引き上げ、失業者と雇用不安を増大させています。不良債権の早期最終処理で中小企業に廃業と倒産、そして医療改悪と三重苦を国民に押しつけています。さらに、特殊7法人の改革でも、550万人が利用している長期固定低利の住宅金融庫を5年で廃止し、公団住宅を管理している都市整備公団の民営化を進め、その一方で道路公団や石油公団は事実上の存続と、国民には痛みを、大企業には優遇を拡大する姿勢をはっきりさせてきました。従来の自民党政治の本質とは何ら変わってはおりません。いや、むしろこれまでの自民党が手をつけなかった戦後初の戦闘地域への自衛隊の出動、PKO法の改悪など、憲法じゅうりんの行動に出ています。

大阪府も、新行財政改革でこれまで以上に府民犠牲を強行しようとしている今、泉南市政が6万5,000市民の命と暮らしを守るとりでの仕事と役割を果たしていかなければならないのではないのでしょうか。

ところが、市政の現状は、事業効果や採算性を度外視して27億円余の農業公園事業を強行するなど、これまで膨大な借金と市民犠牲の元凶となってきた大型公共事業を引き続き強行していく姿勢を変えていません。2001年度末の借金総額は一般会計だけでも231億円、その元利償還が26億円です。問題は、この借金財政のツケを市民と職員に押しつけ、切り抜けを図ろうとしていることとあります。そのことを証明しているのが1997年以来の行財政改革です。

私は以上のことを前置きして、市民の命と暮らしを守る立場から大綱3点にわたり質問に入ります。

大綱第1は、市町村合併についてであります。

質問に入る前に、市長の基本的な見解をまずお尋ねいたします。2001年5月に全国町村会は市町村合併のあり方に関する意見をまとめています。「そもそも地方自治とは地方における政治と行政を地域住民の意思に基づいて、国から独立した地方公共団体がその権限と責任において自主的に運営することを指すのであり、地方分権改革の意義は憲法で保障されたこの地方自治理念の実践にほかならない。市町村合併は、単なる自治区の再編にとどまらず、そこに暮らす住民生活に大きな影響をもたらす。したがって、合併を進めようとするのであれば、何のための合併なのか、合併してどのような地方自治体を形成し、住民生活はどうなるのか、現在のまちがどう活性化するかといった観点から、中長期的な理念と目的を示すことが極めて重要である。合併するか否かの判断は、その主体である自治体の自主的な意思によるものでなければならず、国、都道府県はいかなる形でも強制してはならない」。この意見について市長の見解をお示しいただきたいと思えます。

質問に入ります。その1は、泉州南広域行政研究会のその後の取り組みについてであります。

市長は、去る6月議会の私への答弁で、具体的に合併という問題はもう少し先でないとなかなか出てこない。いろんな資料、材料が必要だから研究をする必要があると答弁されています。合併を視野に入れて立ち上げられた泉州南広域行政研究会ですが、もうそろそろ研究の成果なるものを地方自治の主人公である市民の皆さんやその負託を受けている議会に明らかにされていいのではないかと思います。いかがでしょうか。

行政がすべて材料を握って方向づけを明らかにしてしまって、もう住民の立場からいえば抜き差しならなくなった段階でやっと判断を市民に求めるということではなく、その都度市民に材料の提供をし、判断を求めていくという住民自治の姿勢に立たれるのかどうか、あわせて答弁を求めます。

その2は、合併と街づくりについてです。

合併により人口がふえ、市域面積も拡大する。そして、行政規模や財政基盤も大きくなる。そして、一極集中型の街づくりを進めるための起債の発行も有利になる。大型公共事業を進めるための条件整備にはいいかもしれません。また、むだと浪費と言われる大型開発を21世紀も効率的に進める体制を維持していこうと考えている小泉政権には好都合かもしれません。しかし、市民の声は、関空第2期工事を中心にした開発中心の街づくりよりも、圧倒的に高いのは高齢者や子供に優しい街づくりです。そして、泉南市域内で自分たちが住む身近なところに安心して受診できる市民病院の建設です。これら生活に密着した街づくりを進めてほしいというアンケートの声に、今市長が視野に入れておられる合併でこたえることができるのかどうか、答弁を求めます。

その3は、合併と住民自治、住民サービスについてであります。

もう先進例がはっきりと答えを出してくれています。市役所が支所になり、地域のコミュニティセンターの建設計画が立ち消えになる。これまで頻りに持たれていた市も参加していた老人会の会合の間隔があき、そのうちに自然消滅してしまうなど、住民の声が集約される場と機会がなくなってしまう。これが先進都市の例であります。

そして、何よりも住民サービスの切り下げです。合併をやるに際して、多くの市が表明していた福祉は高く、国保料金など負担は低くという住民への約束が合併後わずか一、二年でほごにされるという例が余りにも多過ぎます。市長、合併で暮らし、福祉が本当に守られる保障があるのでしょうか、答弁願います。

その4は、合併と財政危機打開など泉南市が抱える課題解消についてであります。

合併によって、国が言うように支援措置が受けられ、財政が豊かになるでしょうか。地方分権を言いながら、地方自治体への税財源の移譲について、国は一貫して拒否しています。合併したからといって税収がふえ、財政が豊かになることはありません。地方交付税についても、10年間は合併前に市町村に出していた地方交付税の合計額を

下回らないようにすると言っています。しかし、10年を超え15年を過ぎるとどうなるでしょうか。段階的削減から削減額が固定化されますが、市長はどのようにとらえておられますか、答弁をお願いいたします。

市長は、さきの6月議会での答弁で、我々政治家は20年、30年、50年先を見通す、先見力と言うんですけど、それを見据えて論議をしていかなければなりませんと、あたかも市町村合併が泉南市の将来にとってこの上ない選択であるかのような意見を述べておられます。

私は、泉南市の将来を考えると、あすを担ってくれる子供たちに恵まれた教育施設、環境のもとでこそ教育を受けさせてやりたいと思います。まさに泉南市第一級の課題でもあります老朽校舎の改善に取り組むべき財源の確保と市町村合併についての兼ね合いについて御答弁をお願いいたします。

大綱第2は、市内巡回バス、コミュニティバスについてであります。

その1は、住民の意思の反映についてであります。バスの最近の大きな動きとして注目されるのは、地方自治体の積極的な取り組みです。乗り合いバス事業の衰退による既存のバス路線の廃止に対応するためや、長寿社会に向けた街づくりの視点などから、自治体が積極的にバスの運行に乗り出しています。とりわけ、100円バスの登場に象徴されるコミュニティバスの増加が挙げられます。99年3月現在で209都市が数えられます。この引き金役となった武蔵野市のムーバスは、運行を始めるまでの周到な準備、事前調査と利用者の本音の要望を積極的に取り入れたことが魅力あるバスづくりに成功した最大の原因だと言われています。

また、マイカー普及率の高い農村地域でのモデルケースと言われる鈴鹿方式と言われ出してきたバスも本数をふやし、ダイヤを定時に設定したり、バス停を地元の人に決めてもらうなど、運行を住民のオーダーメイドで実施したことが成功のかぎだと言われています。泉南市での利用者の意思のくみ上げをどのようにされたのか、お示しをお願いします。

その2は、運行状況、運行本数など他市の動向についてであります。

岬町では、運行車両が4台、33便の運行が担保され、何よりも運行間隔が30分、まさに住民の足となり、喜ばれています。武蔵野市のムーバスに至っては15分間隔です。交通弱者と言われる高齢者、障害者を移動制約者にし、地域社会の崩壊をつくり出すのか、それとも高齢化が進む中、住民の移動をスムーズに保障し、地域社会の活性化をつくり出すのかが問われるコミュニティバスについて、運行間隔を各コースごと、岬町や武蔵野市までとはいかなくとも、せめて1時間間隔にならないのか、お示しをお願いします。

大綱第3は、介護保険についてであります。

その1は、保険料、利用料の軽減についてであります。

10月からの保険料2倍化に対し、市は2段階まで収入制限をつけた減免規則をつくりました。所得税の非課税はもちろん、国民健康保険税の6割減免の対象者でさえほんの一部の人しか対象にならない極めて制約のきついものであります。さらに、預貯金まで調べてふるいにかける。夫婦2人120万円の収入を少しでもオーバーすれば対象にならないで月2,500円、年間3万円の保険料を支払わなければなりません。その上、居宅介護サービスを目いっぱい受けると月2万4,600円、年間約30万円の利用料負担になります。ことし1月からの医療費の負担増を合わせると、高齢者の生存権にもかかわる大変な負担だと言わなければならないのかお伺いいたします。そして、私が今申し上げたのは極めてまれなケースなのか。当然、規則を制定されるについて実態調査をしておられるだろうと思います。減免規則の境界線におられる世帯はどのくらいあるのか、お示しをお願いします。

さて、10月の減免規則制定後、介護保険の2倍化で困窮している被保険者の皆さんから問い合わせが相次いだと聞いていますが、その数と対象者は何人あったのか、その減免分は年間で幾らになるのか、お示しをお願いします。

次に、利用料の軽減についてですが、利用料負担に耐えられず、サービスをみずから切り縮めた

り、サービスを受けることを拒否せざるを得ない世帯がどの程度あるのかわかっておればお教えをいただきたい。もはや、実態を踏まえればいつまでも先延ばしすることができないと、568の自治体、21%を超える自治体で施策が実施されています。泉南市で施策を先延ばしにされているその根拠についても改めてお聞かせをいただきたいと思います。

その2は、介護サービスの拡充についてです。

特別養護老人ホーム、老人保健施設の待機者、とりわけ介護療養型病床群のベッドが少ないために病院をたらい回しになっている要介護者の状況についてお示しを願います。その実態をリアルタイムで市が把握できる状況にあり、機敏な対応が即とれる体制を持っているのかどうかもあわせてお示しを願います。

その3は、苦情処理への対応についてです。

介護保険推進計画でも位置づけされている福祉オンブズパーソン制度について、もう丸2年近くになろうとしています。検討結果と取り組みの状況についてお示しを願います。

質問は以上であります。

議長（角谷英男君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の市町村合併について御答弁を申し上げます。

まず初めに、全国町村長会からの意見ということについての意見、どういう考え方を持ってるかということですが、当然この問題は地方自治の問題でありますから、地方自治体がまずどういう判断をするかというのが当然でございますが、国とか府とかそういうような押しつけといいますか、強制的なことで誘導するというものであってはならないわけで、あくまでもそれぞれの自治体が当然の考え方として意見集約していくというのが当然だということに思っております。

それから、泉州南広域行政研究会の活動状況ということですが、これはことし5月22日に設立をいたしまして、これまで研究会を2回、幹事会を3回、作業部会を4回開催いたしました。研究会で検討しております内容といたしましては、各市町の現況調査を行っておりまして、今2市1

町の集約作業に入っております。

合併すればまちづくりはどうなるのかとか、あるいは住民サービスはどうなるのか、さらには財政問題はどうかという具体的な質問をいただきましたが、当然これらの問題は、今後合併問題や広域的な連携を検討する上で非常に重要な問題であると認識をいたしております。そのために、まず本研究会で各市町の現況調査に着手をしたところでございます。

この調査は、市の概要や市の計画、行政組織機構、財政、教育、福祉、医療等々、各市町の現況をより詳しく把握する調査でありまして、今後この調査結果を各市町が互いに持ち寄り、2市1町で共有し、その結果をもとに合併問題や広域的な連携についての課題抽出へと進めてまいりたいと考えております。当然、抽出される課題の中には質問内容の事項が含まれるものと認識はいたしておりますが、その課題について市民や地域の将来にとってどのような解決策や対応策が考えられるかの検討が必要であり、しかも合併特例法の期限も見据えた上での検討が必要であるというふうに考えております。

一方、大阪府におきましても大阪府市町村合併推進要綱で示された合併パターンから具体例を抽出し、合併の効果や課題、合併後の行財政の展望等の調査の市町村合併ケーススタディー調査も実施されておりまして、その調査結果についても注視しております。

以上、市町村合併にかかわる問題としてのこれまでの経過や今後の進め方について御説明させていただきましたが、今後研究会の調査内容や府の調査結果等も集約されますが、これらの内容につきましては、議会を初め市民の方々にも速やかに情報を提供し、行政、議会、市民の共通のテーマとして位置づけて、泉南市を初め地域の将来の発展に向けて検討してまいりたいと考えております。

具体的にいろいろお話がございましたけども、前のときも申し上げましたように、まだまだそこまで行っておりませんで、今基礎データを収集してこれから調査に入るということでございます。当然、大阪府でも当地域を対象にケーススタディー調査もやっていただくということになっておりま

すので、その結果も踏まえて出てまいりますので、それらを十分、我々としてもまず情報の開示をしていきたいと、そこからスタートしたいというふうに思っております。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。
市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

私の方からは巡回バスについて御答弁申し上げます。

巡回バス、すなわちコミュニティバスの運行につきましては、従来から庁内で組織しておりますバス問題検討委員会での検討を踏まえ、また議会等からもいろいろな御意見をちょうだいし、来年の2月1日運行開始に向けて準備を進めているところでございます。本事業の導入目的としまして、路線バスの運行していない地域の交通利便性を図り、市民の生活交通や高齢者、障害者等の交通弱者のモビリティの確保を図ろうとするものでございます。

さて、住民の意志の反映についてはどうかとの御質問でございますが、本市においては総合福祉センターの福祉巡回バスが従前より運行しております。その中で、各住民さんの御意見や御希望等相当数いただいております。今回コミュニティバスの路線を設定するに当たりまして、小型バスが通行可能な大規模団地を路線に組み入れ、また新停留所12カ所を設けさせていただいたところでございます。

また、運行状況、運行本数など他市の動向についての御質問ですが、コミュニティバスの持つ意義の1つには、その地域特性に見合った運行サービス、システムであることが上げられていることから、他市と比較することは大変難しいものがございます。それぞれ、地域の実情に合致した公共交通システムを形成すべきであると考えており、今回のコミュニティバス事業の実施に当たり、使用バスの車両等のハードの要素と運行路線や運行体系、あるいは利用者の利便性といったソフトの要素、それに加え事業経費と運賃収入の費用対効果の経済性の検討も踏まえた総合的勘案の中でよりベターであるサービスを事業として行うものであります。

続きまして、運行間隔のお問い合わせがありま

したが、運行間隔といたしましてはバス2台で1コースにつき午前2回、午後2回の4便。ですから、4コース走りますので、1日16便運行いたすところでございます。バス1台で2コースを運行いたしますので、大体運行間隔といたしましては2時間に1便ということになります。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、介護保険についての質問について御答弁申し上げます。

まず1点目の保険料、利用料の減免についてでございますが、介護保険の保険料、利用料の減免について御答弁申し上げます。このうち保険料につきましては、本年10月から本来の満額徴収となること、大阪府下においても隣接の泉佐野市を含む8市が第2段階の保険料を対象に減免措置を実施していることなどから、本市におきましても本年10月に減免措置を第2段階まで拡大いたしました。

この保険料減免については、介護保険制度の趣旨に抵触することなく、また他の被保険者の合意を得られやすいことなどを前提として規則等の改正を行ったところでございます。具体的には、世帯の年間収入が120万円以下で資産等を活用してもなお生活が困窮している状態にあることなどを減免の条件といたしております。12月10日時点までで29名の相談がございまして、12名の方について減免を実施いたしました。平成13年3月末時点での第2段階被保険者数が3,070名ございまして、そのうち3%を減免対象者と想定した場合は、減免措置対象者は92名ということでございます。

続きまして、利用料の軽減について。9月定例会において前向きに検討すると御答弁をいたしました。同時にクリアしなければならない多くの課題があることも御答弁をさせていただいたところでございます。例えば、社会福祉法人による利用料減免制度が既に実施されていること、保険料減免に比べて保険財政に及ぼす影響が大きいと予測されること、利用する者としいない者との公平性の確保などの問題がございます。また、制度の浸

透に伴う利用者の増加や、新たな老人保健施設がりんくうタウンに建設されるなど、来年度保険給付費が急激に増加する可能性を否定できないことなどの要因も考慮に入れる必要があることなどを御答弁させていただいたところでございます。

その後、大阪府の指導監査におきまして、厚生労働省の現時点での考え方として、保険料剰余金の取り扱いについては、原則として将来の保険料の上昇を抑えるための繰り越し財源でもあり、特に中期財政運営期間初年度の剰余金をもって他の財源に転嫁することについては、好ましいものではないとの指摘を受けております。このことから、今後利用料減免については、国・府、近隣市町村の動向を注視しつつ、保険財政の推移を十分に見きわめて検討する必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、来年度修正を行う介護保険事業計画の内容に大きな影響を及ぼすものでございますので、3年間の保険財政の進捗状況も踏まえて慎重に検討を進め、市として方針を決定し次第、介護保険事業計画等推進委員会にお諮りしたいと考えておるところでございます。

次に、介護サービスの拡充について御答弁を申し上げます。

介護サービスの拡充についてでございますが、本年9月までのサービス利用量実績と介護保険事業計画における平成13年度の目標数値と比較いたしますと、前年度の実績とほぼ同様の結果となっております。訪問介護、訪問看護が約40%前後の達成率、訪問リハビリで80%、通所サービスでは100%以上の達成率となっております。これについては、目標数値自体が前年度より5%程度上昇を見込んでいる中での達成率でございますが、全体的に増加傾向にあると考えております。

また、施設サービスでは、特別養護老人ホームが計画数113人に対して月平均利用実績146人、老人保健施設が計画71人に対して実績67人、介護療養型医療施設では計画数118人に対して実績31人となっております。特別養護老人ホームの146人については、過誤請求の関係で4月と9月の実績が突出しておりまして、実態

としては120人前後の方が利用されているものと考えております。

介護療養型医療施設の達成状況については、医療保険適用施設から介護保険適用施設への転換がはかどっていないことなどが主な要因であると考えておりますが、実態としてとらえた場合、特別養護老人ホーム入所者数が増加傾向にあることや、りんくうタウンに老人保健施設が新設されることも踏まえ、計画見直しの際にこのあたりを勘案する必要があるものと考えております。

続きまして、苦情処理への対応について御答弁申し上げます。

本市介護保険事業計画では、苦情処理に対応するため介護サービス等に関する福祉オンブズパーソンの仕組みづくりを検討するとしておるところでございます。この福祉オンブズパーソンについては、高齢者が気軽に不満や苦情を相談できるためには、一定の研修の修了者であって相談ボランティアとしての資質、活動の継続性、活動に対する意欲、客観的な判断能力等を有することが必要ではないかと考えております。

一方、介護保険制度施行後1年を過ぎ、介護サービスの利用者が増加する中、苦情処理体制の整備や介護サービスの質の向上が課題となっておりましました。そこで、本年6月1日付で泉南市ほっと介護相談員設置要綱等を制定し、介護保険サービス利用者の身近なところで適切な苦情処理あるいはその未然防止を図ることにいたしました。

これについては、将来的には自主的に活動する福祉オンブズパーソンの人材養成も目的の1つといたしておりまして、同時に介護サービスの質の向上にも役立ててまいりたいと考えておるところでございます。相談員は公募により7名に応募いただきまして、全員が一定の研修を修了し、12月10日より相談活動を実施いたしてございます。今後とも、適切な苦情処理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それと、苦情の関係でございますが、利用料の関係の苦情が3件、そして保険料の関係の苦情が46件という結果になってございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） ほんとに言いづらいんですが、質問したことには十分お答えいただきませんが、私わかった上で現状を聞いとるんですから、その目的、その事業の意義なんていうようなことはいっつも聞いてないわけやから、そんなことをたらたら、たらたら長いこと、ほんとに質問の邪魔するような答弁やめてくださいよ。お願いしときます。

それで市長ね、全国町村会のこの意見書については、市長も基本的には御賛同いただけると。過日、6月議会で私は質問いたしましたが、そのときにも市長は、国や府に振り回されない、自治体の主体性を生かす、住民自治、地方自治の立場に立ってこの市町村合併についても考えていきたいと、こういうように言われました。

そういうことを前提に私はお聞きをしていきたいんですが、このケーススタディーですね。これは府から言ってきたのか、市がお願いをしたのか、その辺はどうなんでしょうか。

それと、このケーススタディーですね。これは例えば府がつくり上げている、市長も御紹介をいただきました市町村合併促進要綱、あるいはもう既に市も立ち上げております市町村合併支援本部、こういうところへお願いをして、こういうところは国から合併推進するために、促進するために補助金が出ていますよね、都道府県に。こういう費用を使って支援本部も立ち上げ、その事業をやっているわけですが、当然ここがこのケーススタディーについては具体につくり上げていくと、こういうことになるんでしょうね。その辺と、いわゆる自治体の主体性の問題ですね。

今回の市町村合併は、もう前段の論議でもありましたように、国からの3,200を1,000に減らす、地方自治体の数をね。3,200余の自治体を1,000に減らすという、昭和の大合併のその教訓、国からいえばあしき教訓に学んで、今度は間違いないように上からがんじがらめで押しつけてやっていこうと、こういうところに町村会のごこれに対する反発的な意見が出ているんですよ。

そういうところからして今回のケーススタディー、これについては市長、府からのいわゆる押し

つけ的なものではない、市の方からこうこうこうということについて十分調査してほしいと、こういうことで主体性を持ってこのスタディーをつくっていただくことをお願いしたのかどうか。その辺で市長の基本的な姿勢のあり方がこの点では問われるというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この市町村合併のケーススタディー調査のやり方として大きく2通りあると思います。1つは今回大阪府の方でやろうとしておりますケーススタディー調査ですね、大阪府が事業主体となって行うもの。それと、1つの市町村ではできませんから、パートナーがあるということであれば、それぞれの市町で予算化をしてトータルとして行うというやり方ですね。この場合は2分の1の大阪府の補助があると、こういうことでございます。

今回の場合は、大阪府が1つ示しましたパターン図がありますね。その中にこの2市1町も入ってるわけで、そのパターン図の中から抽出して、大阪府としては1カ所ないし2カ所ぐらいしたいということで予算化をされておられました。我々の方は当然予算化をしておりません。我々がこの2市1町で合意したときに、大阪府の方にその報告とともに行きまして、我々の方は大阪府がそういう予算をとってるのであれば、地元負担のないやり方で1つのケーススタディーとしてやっていただいたらどうかということをお話をしました。

それは一応お聞きをいただいたということと、それから一方では大阪府もその予算措置をしてる中で、1つのある一定の進捗のあるところについて大阪府としても調査をやりたいというのがありましたから、それとがちょうど一致したというような形になっております。したがって、事業主体は大阪府、我々はその調査に対して協力をするという今のスタンスでございます。ですから、何も大阪府が押しつけてきたものでもございません。

したがって、我々の2市1町の意味としてもそういう調査にまずこれ結構お金がかかりますので、我々住民負担を求めるについてはまだまだやはり問題があるということで、まず府の方で一定の基礎的な調査をやっていただいて、その上に立

って、今後この2市1町の研究会なりがあとどう
いうふうな調査をやっていくかということを考えて
いこうと、こういうことになったわけでございます
ので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 合併していくためには避
けられない、どうしても立ち上げていかなければ
ならない合併協議会ですね。合併協議会を立ち上
げるについては、重点支援地域への指定、これも
受けなければならないわけですが、国、大阪府が
重点支援地域に指定をすると、それが1つのレ
ールの上での、レールの延長線上での1つの手っ
取り早いやり方。この支援地域に指定されると、
1年以内に合併をしなければ勧告することもでき
る。大阪府にかまの柄を握らすことができる、そ
の重点支援地域ですね。

これのいわゆる前段階として一定の資料が大
阪府の方に提供されていくわけですね。南河内なん
かでは話が起っておりませんが、合併の動きいろ
いろありますけれども、しかしこういうケースス
タディー的な、研究的な問題は、やっぱり自主
的に地元が主体になって調べていこう、やってい
こうと、こういうことで大阪府にゆだねるんでは
ない。

だから、わずか2カ所ぐらいでしょう。いろ
いろ合併の動きが多々ある中で、こういうケース
スタディーを大阪府が指導性を持ってやるという
のは2カ所ぐらいでしょう。違いますか。やはり
これ、泉南市が主体的にいわゆる重点支援地域の
指定や、あるいは合併協議会や、そこに至らない、
ほんとに独自性のある、住民の意向をよく聞いた、
そういう中からこれをやっていくと。

市長ね、先ほどから、午前中からの答弁で、し
きりと住民の皆さんにはいろいろ研究の成果をそ
の都度披瀝をしていくと、特にこのケーススタ
ディーができた4月、3月の段階では速やかにこの
成果も皆さんに開示していくと、こういうように
言われました。ところが、それならばなぜやら
ないのか。

それからもう1つ、これは2市1町合意の中
でケーススタディーを大阪府の方にゆだねるとい
うことになったんでしょうか。その辺の協議のあり

方ですね。これは、先ほど両者相まって合意をし
たということなんですが、両者の片側、主体の側
はこれは2市1町ですね。ちょっと確認しておき
たいと思ひます。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 促進地域とか、そういう
ことは今回全く関係ない話でございまして、それは
例えば合併協議会とかそういうものが立ち上が
ると。あるいはそこまで行ってるというところ
に対して大阪府なりが指定をしていくということ
でございまして、ここの場合はそういう指定はし
ないというのは確認をしております。それは当然
我々の立場として、この調査をやったから指定す
るなんて言われると困るから、それはきちっとく
ぎは刺しております。

それから、手順、手続的には合併協議会は大
阪府の議決が要るわけですから、それはまだまだ
先の話でございまして。住民発議でそれは請求
することができるわけですね。議会の議決でもし
否決されれば、今度はある一定の署名が要りま
すが、住民投票に付することができるということ
になっております関係上、それはまだまだちょっと
先の話ですから、我々はあくまでも任意の研究会
でございまして、その範囲内で我々のやること、
あるいは資料が整えられることということでや
っているわけでございます。

今回ののは、大阪府でそれをやっていただくとい
うことになっておりますが、これは2市1町の会
議で、いわゆる首長の会議でそういうことにいた
しました。確認をしております。一部、内容によ
って協力しにくいというところもありますけれど
も、全体としてやっていただくということで、そ
れは合意形成ができておりますので、御報告をし
ておきたいと。そうでないと動きませんのでね。

それから、大阪府の方でやるのはこの泉州南
広域行政研究会という形でやっていただいております。
河内の方は、自分たちがお金を出し合って府
の補助をいただいてやるというやり方でいって
ると。ですからどちらかだということでございます。
我々は、今の段階では住民に負担を求められない
という立場で全額大阪府でやれる範囲のことはや
っていただいて、それを我々が活用していくと、

あるいはそれをベースにまた次の調査をやっていくと、こういう考え方でおります。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） ただより高いものはないというふうにならないように、かまの柄を大阪府に、合併推進のためにレールを引く、そのレールの1駅にならないようお願いをしておきたいなというふうに思います。

それから市長ね、先ほど、この間の6月も何か私がいかに先走ってるように、そんな先走ってはいないんだと、慎重にやっていくんだと、これは大いに結構です。私ね、こういう資料をそれから以降ちょうだいしたんですね。これは総務省の自治行政局が作成した資料なんです、そこで篠山市とか、それからあきる野市、この先進例が出ているんですが、そこでいろいろ資料をいただきまして調べたんです。街づくりにかかわって、あるいは住民サービスにかかわってね。

篠山市ではどんな課題で街づくりを進めてるかといいますと、これはいわゆるJR福知山線の複線化のこんな問題を合併の中で位置づけて事業として考えていくと、こういうような話なんです。私は、こういうことがありましたから、本当にそういう広域的な問題で確かに国が言うてる支援策で合併特例債とか、あるいはいろいろ聞こえのいい話があるんですが、そういうことに使われて、本当に泉南市で今避けて通れない課題である子供たちの学習の場の改善とか、こういうことがなごりにされてはならないと、こういうふうに思うんですね。

それから住民サービスでも、あきる野市は合併前には国民健康保険でも負担を低い方に合わせる、保育料は低い方に合わせる、そういう話をしきりにされて住民を説得したんです。ところが、わずか1年6カ月後にそうはなっていない。担当者そのものがしゃべってるんです。こういう不安がありますから、その辺は市長の御意向じゃなくて、財政的に果たしてそういうところへお金がたぎどめるのかどうか。

せっかく特例債が認められても、借金ですから、泉南市はもう嫌というほど借金をして、そして首が回らなくなって、14年ぐらまではもうこれは

大きな事業、ハードな事業はやれないというところまで追い込まれたわけでしょう。そういうことなのに、またそろそろこういう広域的な開発的なところにお金を使うと。こういうことになれば、本当に今の課題は泉南市の固有の課題である。先ほどから申し上げてますような問題にほんとは取り組めるのかどうかと、こういうことが1つあるわけですね。

それから交付税だって、支援策でいろいろ言うてますけれども、例えば泉南、阪南、岬で今84億ほど交付税それぞれ、泉南市24億ですか、空港からの税収、それからりんくうからの税収が若干ありますからね。あと、阪南では46億、岬では16億と、こういうことで総額で84億と。人口は14万5,000人ですね。大きくなればなるほど交付税は漸減されるというのが今の交付税制度のあり方なんです。守口市では15万1,627人。大阪府下で一番近いところを例に出しましたけれども、ここは55億2,800万なんですね。

10年後には、ずうたいが大きくなれば、今の制度では地方交付税のこの関係、交付税法が変わらない限り、大きく減らされるわけですね。だから、交付税は減らされる。自主財源でやる。そして、本当に市民のためのお金がどこで確保されるのか、こういうふうに思うんですが、こういうことこそ、まさに市が大阪府の言われるままではなくて、国の言われるままではなくて、本当に主体的に地元の住民の意思が一体那边にあるのかということから出発して、その事業が本当に保障される、担保される、財源が確保できるのかどうか、こういう立場で主体的に考えていく。これがやっぱり必要なのではないかと。今、必要なのではないかと。

2007年のいわゆる合併特例法の期限、今やって、そしてそのことを市民に問う。こういうことをやれるんです、こういうことはやれないんです、皆さんどうですか、こういう情報開示が今求められているのではないかと。そして、市民と一緒に汗をかき、悩んでいく、財政健全化もあわせてね。こういうことが今必要なのではないかと。思うんですが、どうでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 交付税制度そのものですね。今おっしゃいましたように、確かに10年間は今のそれぞれのまちで受けてるのは確保しますよと、それから5年間は段階的に将来の姿に戻していきますと、こういうことなんですが、おっしゃるのはわかるんですけども、じゃ今の単体の自治体の交付税そのものが今のまま、将来例えば10年間確保されるかと、担保されてるんかということ、そうじゃないと思います。非常に厳しい中で交付税制度が、だんだん交付税そのものが議論になって見直しのあれになってるわけですからね。

だから、その辺を両方から見ながら財政のシミュレーションはしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、今回も当然やっていただく調査の中にも、財政の将来的なシミュレーションですね、これらもぜひやっていただきたいということを言っておりますので、そういうことも含めて調査をしていただけるというふうに思っております。

和気議員おっしゃるのは、それからまだ先の話なんですね。何を先にやっていくかとかいうのはもっと先の話なんです。私はそこまで行ってないと言ってるんですよ。まずきちっと今の調査をやって、将来普通に2市1町が一緒になった場合にどういうメリット、デメリットがあるんか、あるいは財政的にどうなるのか、この辺まではきちっと調査をして、その上でどうなんですかと。あるいは補完調査もあると思いますけども、具体的中身に入っていくという考えでありますので、今の段階でちょっとその個別ですね、何ができて、何ができないとかいうのはもう少し先だというふうに思っております。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私はそれが基本だと。市民の声は、先ほども先に質問された方からお示しがありましたように、周辺地域はどうなるんだと、我々が今悩んでいる、子供たちに与えてやるべき施設はどないなるのか、こういうことについて、その選択が本当に合併によって果たして是となるのかどうかと、こういうことで市民は今悩んでるわけですから、やっぱりその辺をまず大阪府の制約ある調査ではなくて、市がまさにいろいろ先例

があるわけですから、調べようと思えば、やる気があれば。そういうところにこそ財源を使って、市民のこの問題に対する疑問、不安、負託にやはりこたえるべきではないかというふうに私は思います。

それから、もうこれはこれぐらいにしておきまして、巡回バスの問題ですが、これ1時間間隔にするにはどうしたらいいのかと。私はそここのところを聞いたんです。ところが、そのことについてはお答えがないと。位置づけなり経過なり、これはもう前々から何回も聞いとるんですが、例えば岬は同じ額で3,000万、泉南は3,200万と。ここで33便。5台あって1台がいわゆる待機で、4台がフル回転して33便。30分間ごとに運行されているんですよ。何で泉南市が同じ額を出してできないのか。

むしろあれでしょう、泉南市ではこの運行に際して樽井から砂川ですか、これを往復しているシャトル便的なものがなくなってしまうと。それを何か朝のときにはいわゆる通勤者、通学者には困るだろうから岩出からのバスで間に合わせると、こういうことなんです。例えば泉南高校に通ったり、あるいは砂川 砂川の場合にはいいですね、樽井から砂川駅前ですから。

ところが、JRを利用して泉南高校に行ってる子供たちについては、これ実際利便性をモットーにしたいんだと言われながら、泉南高校前のバス停はなくなるんでしょう。12ふえた、ふえた言うて、停留所が12ふえたと。従来の福祉バスの路線にプラス12ふえたということやけれども、肝心の朝、60人からが利用されているバス停の乗降場所が消えてしまうんですよ。それでお金は岬以上に出さないかと。

これでは余りにも そして2時間間隔。山の手から市役所へ来た人はどないなるんですか。市役所で10分間ぐらいで仕事を片づけて、はい帰りましょうということになった場合、2時間待たなあかん。こんな不合理なことでほんとに市民の足だと言えますか。ほんとにコミュニティバスのあり方、基本、あなたる言っていました。私、我慢して聞いておりましたけれども、あなたの言われるこのコミュニティバスの意義、立ち上

げの目的、これからいってかありませんか。これはどうなんですか。

もうちょっと運営うまくやれば、そういう4台、財源は要りますけれども、岬が3,000万出して、泉南市は岬の3倍の人口のところ3,000万と同じぐらいの額でちを明けようと思えば、これは余りにも虫がよ過ぎるんじゃないですか。一体だれの立場に立ってこの事業をやるんですか。行政が結局嫌々やるということではないでしょう。本当に地域の活性化、高齢者のためにこの事業をやらないかんわけでしょう。そういう立場に立って考えられませんか。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

1時間で運行をする場合、どういうふうを考えるべきであるかということですが、我々といましてこのコミュニティバスを検討いたしましたときに、すべてのニーズに対応することは到底不可能であると考えております。費用対効果を踏まえ、コストに合った政策効果等期待できる需要発生地域の選定を図る必要があると考えました。

また、路線が長大になりますということで、乗車時間が長くなるということもあり、60分以内で抑えるということ、それから福祉バスの動いていました停留所を活用していくということ、それと利用者増を図るために樽井駅を起点といたしましたJR砂川駅……（和気 豊君「もう御苦労の話は結構です。それはよう聞いてますから。前議会でも聞かしていただきましたから」と呼ぶ）その辺等いたしまして……。

砂川駅 - 樽井間の件でございますが、この統廃合につきましては、コミュニティバスの走る時間帯につきましては、国市場、また樽井駅前通りにつきましてはコミュニティバスでとまるようになっております。議員御指摘の通勤、通学帯の朝の2便でございます。それと、夕方の2便につきましてはでございますが、これにつきましては議員のおっしゃるとおり、岩出線の御利用をお願いしたいと思っております。

議長（角谷英男君） 時間がありませんから簡潔に。

市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

今後とも、そういう要望等につきましては、またバス問題検討委員会等にお諮りしながら進めてまいりたいと思っております。

議長（角谷英男君） あと1分です。和気君。

19番（和気 豊君） 市長ね、今財源の問題がネックになってるんですよ。岬の3分の1ぐらいの財源で糊塗しよう、ということで、これはやっぱり財源的な裏づけ。市民の声を聞けば、本当にこれだけの財源で処理できるというような問題ではないんです。

それから、先ほどのほんとに生死にかかわる介護保険の利用料の問題ですよ。夫婦して10万円ちょっと超すぐらいの年金で生活しておられる方が、結局月額4万円近い、介護保険料にかかわって、介護サービスを利用しておればそれぐらいの負担がかかるんです。生死の問題なんです、これね。

ところが、原課は余剰金だけで糊塗しようとする。そんな虫のええ話ありますかいな。ほんとに切実な、利用者の実態も把握していない。実態を把握しておれば、100名近い皆さんおられますよ。本当に利用料の減免をやっていかなければならないというふうに思いますよ。1,800万ですべて3%に横並びすることができるんです。そんなもん、保険料の減免なんてわずか91万でしょう、14年度で。こんなわずかな金でね……

議長（角谷英男君） 時間ですのでまとめてください。

19番（和気 豊君） はい。こんなわずかな金で処理をしようとする。そこにもあなたの、できるだけ行政改革では市民の負担を高くすると。やるこというたら、もうほんとにスズメの涙。そういうことでは行政の長として情けないと思いますよ。

以上です。

議長（角谷英男君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明18日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明18日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時53分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 薮 野 勤

大阪府泉南市議会議員 巴 里 英 一